

# 政審資料

1962年  
7月15日発行  
6・7月合併号

No.46

目 次

## △特集▽ 参議院選挙

- ①選挙綱領——四つの不安—— (1)
- ②部門別選挙スローガン…… (2)
- ③選挙政策……………… (5)

## △焦点▽

- ①経済政策の転換を要求する………… (22)
- ②経済閣僚懇談会の統一見解について (23)
- ③物価問題について自民党の見解に反論する (24)

## △申し入れ▽

- ①ラオスへの米軍出動について………… (27)

## △政策▽

- ①予算委員会の審議方針について………… (27)
- ②国家公務員法の一部を改正する法律案 (28)
- ③臨時法令整備調査会設置法案………… (29)
- ④都市農村開発法要綱………… (30)
- ⑤宅地総合対策要綱………… (30)
- ⑥べき地振興対策をどう進めるか………… (33)
- ⑦住宅総合対策要綱………… (33)
- ⑧首都圏対策大綱………… (39)
- ⑨特殊教育振興対策要綱………… (42)
- ⑩農畜産物流通改善要綱………… (42)
- ⑪中小企業紛争処理法案………… (43)

発行所

日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内  
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222番  
振替 東京 195668番

## 特集

### 一、社会党は憲法を守る、憲法はあなたを守る

—参議院選舉に當り國民に訴える—

#### 四つの不安

##### 国民の皆さん

こんどの参議院選舉は、うわべの繁栄にもかかわらず、国民の皆さんが、大きな不安を抱えて毎日の生活を送っているさなかに行なわれようとしています。

第一の不安は、物価値上りに最もはつきり現われている経済の行詰りからきています。池田内閣は、「所得倍増」内閣ではなくて、「物価倍増」内閣だというのは、国民の誰もが、毎日の生活の中で、実感を持つて感じていることです。経済のことは任せてくれ、といった池田総理その人から、物価値上りは国民のせいだ、と突放されたのでは、私たちは一体、どこへ文句を持つて行つたらよいのでしょうか。

第二の不安は、世の中のさまざまの矛盾からきています。池田内閣の「高度成長」政策の結果、大企業と中小企業、金持ちと貧乏人の差はますます大きくなっています。また、農村では、働き手がいなくなる一方、大都会は病的にふくれ上り、毎日の生活は、交通地獄、住宅難に悩まされています。病気や老後、子供の学資のために、生活を切詰めてもムリして貯金しなければなりません。汗水たらしく働く者よりも、土地や株の値上がりで、遊んで食っていく者の方が得をするという世の中では、金もうけ万能主義、出世主義が幅をきかし、汚職、暴力、試験地獄、青少年不良化を生み、自殺、親子心中が新聞をにぎわせていました。

第三の不安は、民主主義の抑圧からきています。池田内閣の下で、浅沼・嶋中という右翼テロ事件が起きましたが、政府は、これをキッカケに、右翼を取締るどころか、逆に革新陣営を弾圧しようとして、政暴法案を出してくる有様です。また、買収選舉をなくすためにできてきた選挙法改正案を、自民党自らが手を加えて骨抜きにし、結局今まで通り買収はやり放題の選挙を行ない、こうして議会政治そのものの墓穴を掘っています。こういう自民党政権の下で汚職疑惑が次々と起り、政治に対する不信の念が国民の間に拡がり、戦争前と同じようなファッショ独裁政治への道が準備されています。

第四の不安は、冷い戦争の継続からきています。米ソ

両国は、全人類を一七、八回も絶滅させるだけの原水爆を抱えてにらみ合っており、その上、核実験を行なつて、全世界に「死の灰」をまき散らしています。そして、日本は、アメリカと結んで、多くの軍事基地をわが国の中に抱えており、その結果、何故かで、事が起れば、わが国が何発かの水爆によって地上から抹殺されるという危険にさらされています。池田内閣は、おまけに、このアメリカとの結びつきをますます強くし、中国との国交正常化を要求する国民の声に背を向けて、危険極りない韓国との国交樹立に躍起となっています。

このようなさまざまの不安の根源は、一体、どこにあるのでしょうか。それは、一言でいえば、歴代の保守党政権が憲法を無視した政治を押進め、池田内閣が依然として大企業本位の経済政策を行ない、さらに核武装、微兵制、海外派兵の方向に国民を引ずつて行こうとしているところにあります。しかも、なお悪いことに、池田総理は、こんどの選挙で、憲法問題をできるだけ避け、国民の眼をゴマかし、三分の二の議席を取つて憲法を改悪しようとしているのです。警職法、安保条約、政暴法と、この二、三年大きな政治問題となつた事件は、みな、自民党政府が、選挙の時には、国民にくくして一言もいわなかつたことを選挙のあとの国会で、多数を頼んでムリヤリに押切ろうとしたことから起きたのです。同じことが、憲法についても今まで行なわれようとしています。従つて、社会党はこんどの参議院選舉の中心問題は憲法であることを声を大にして國民に訴えます。

#### 不安をなくすために

それでは、この四つの不安を除くためには、一体、どうしたらよいでしょうか。社会党は、その対策は、大まかにいって、次の四つになると考えます。

第一に、物価を安定させ、特に、運賃、電力料金などを始めとする公共料金と、鉄鋼、肥料その他の独占物価を引下げます。このために、公社・公益事業・独占企業に対する国の規制を強め、これらの企業が勝手に値上げできないようにします。国の予算を組替えて防衛費を思い切つて減らし、それを住宅、病院、道路

その他、国民生活をよくする方面に振向け、また大衆課税を大幅に減らします。

第二に、経済の計画化を進め、大企業と中小企業、

都市と農漁村との格差を縮める政策を実行します。国民の誰もが、安心して生活できるような最低賃金と国民年金とを実施します。高校を増やして、誰でも希望

者は入れるようにします。産業を、東京や大阪などに

ばかり集中せずに広く日本全土にわたって配置して、

大都会に人口が集中するのを抑え、九千万の人々がみ

な、日本は、美しい、住みよい国だと思うようにしま

す。働きたい者には職があり、働けば、食って行くこ

とができる、働く者が尊敬され、遊んで食っている者が

いない日本にし、青少年が、輝かしい未来を築くため

に、大きな情熱を以て勉強に励むことのできる世の中

にします。

第三に、テロを行ない、これを公然と賛美するよう

な団体は厳しく取締り、あくまで言論・思想の自由を

守ります。買収選挙を徹底的に取締り、汚職・疑惑を

一掃し、きれいな政治を行なつて、国民の議会政治に

対する信頼を強めます。重要な政治問題は、必ず選挙

で国民に公約し、国民の信任を得た後に始めて実施す

ることにします。

第四に、冷戦争を止めて、平和共存の世界にするよ

うに努力します。日韓会談を中止して、中国との国

交を正常化し、ソ連と平和条約を結び、貿易を拡大し

ます。沖縄・小笠原・北方領土の返還を実現します。

日米安保条約を解消し、祖国の国土には、一人の外國

兵も軍事基地もないようにし、わが国を平和な中立国に

します。日本が先づ非核武装宣言を行ない、核実験

## 二、選挙中心スローガン

(憲法) ◆憲法はあなたを守る

社会党は憲法を守る

(外交) ◆平和へのただ一つの道は積極中立

◆原水爆・徴兵制度の自民党  
中立で平和を守る社会党

(経済) ◆物価をあげる自民党  
くらしをまもる社会党

### 部門別選挙スローガン

(政治)

○独立と平和は不平等条約の改廃から  
○沖縄の同胞を基地政治の圧迫から守れ

○憲法改悪反対、夫と子を再び戦場にやるな  
○派閥の池田内閣が国民の社会党政権か

○悪質選挙違反を厳罰にし、正しい政治の芽を伸ばせ

禁止、全面軍縮実現のために、中立諸国に協力して、国際舞台で積極的に行動し、日本が、どこの国からも尊敬されるようにします。

この四つの対策を一言でいえば、それは結局、憲法を完全に実施する、ということに尽きます。

### 護憲・民主・中立の社会党政権を樹立するために

右に述べたような政策は、社会党が衆参両院で多数を占めて政権につかなければ、実行できません。こんどの参議院選挙はそのための第一段階であり、そのあとに、間もなくやって来る衆議院選挙につながることは明らかです。社会党が、参議院で憲法を守る議席を確保すれば、それは、保守陣営に大きな衝撃を与え、池田直上昇内閣に致命的な打撃となります。そして、憲法擁護勢力は、憲法を守るという今までの防衛の段階から、憲法を完全に実施させるという攻撃の段階へ移ることができます。

従つて、社会党は、こんどの参議院選挙を、「憲法を完全に実施する民主中立の社会党政権」を目指す闘いの前哨戦と見なし、この選挙で勝利をかちとるため全力を挙げます。社会党は、これが、国民の皆さんに対する義務と考えます。

国民の皆さん

生活の不安をなくし、平和で安定した暮しを願う皆さん

憲法を守るあなたの一票によって、あなたの現在の生活を守り、あなたの子供たちの未来に平和と繁栄とを約束しようではありません。

○憲法守って平和な暮し

○憲法を守る社会党を第一党に

○待合で派閥会議の自民党、明るい政治は社会党

○暴力と戦争をなくす社会党、貧乏、汚職、暴力を育てた自民党

○警棒と暴力団の自民党、青年婦人の社会党

○平和の社会党、戦争の自民党、どちらでもよい民社党

○憲法の実施をせまるこの一票

○資本家に奉仕する自民党、自民党の友入党民社党、国民に奉仕する社会党

○ゴマカンと金で政治の自民党、働けば暮しよくなる社会党

○あなたの一票社会党、私の一票社会党、一票一票つみあげて、護憲中立の社会党政権を

- ◎一票は、護憲、民主、中立の社会党へ
- あなたの一票大切に、護憲、中立の社会党
- 護憲、民主、平和の政権樹立のためにあなたもわたしも社会党
- 金権、汚職の自民党、清い政治は社会党
- 金権を背景とする多数独裁か、憲法をまもる議会政治か
- 金で買収の選挙からは金で働く政治がうまれる
- 金主主義をやめて民主主義へ
- 警察にまもれる政府より民衆にまもれる政府を
- 民衆を弾圧する警察より民衆を守る警察を
- 差別をなくして平等な社会
- 軍備ふやせば物価は上る、憲法守つて物価も下げよう
- ちょっと待て（この一票）  
憲法が生きるか死ぬかの別れみち
- テロを育てる自民党  
政治を正す社会党
- あなたの息子がみつめている  
お父さん平和の一票を  
お母さん豊かな暮らしを
- 母さん暮らしの一票を  
あなたもわたしも社会党
- （外交）
  - 国際緊張は話合いで
  - 太平洋を放射能で汚すな
  - 原水爆許すな、守れ人類
  - 日中国交回復、アジアの平和
  - 中国を敵にまわして平和なし
  - 日ソの友好、北洋の平和
  - 基地より耕地、武器より農具
  - 沖縄、小笠原を日本へ返せ
  - 軍事同盟か平和中立か
  - 中立平和の社会党、戦争参加の自民党
  - 新安保 徵兵よりも、力あわせて国の開発
  - 安保を止めて日米親善
  - アメリカの一しょに戦争の仲間入りする安保条約は止めて、どこの国とも仲よくいたしましよう
  - 戦争準備のお金はやめて、これをくらしをよくする方を使いましょう
  - 軍備をやめて暮らしをよくしましょう  
(経済一般、科学技術)
    - 池田内閣にまかせておけば、国も家計もみな赤字、物価倍増の自民党、所得倍増の社会党
    - 物価倍増自民党、しあわせ倍増社会党
  - 物価高おさえる一步この選挙  
○この選挙、物価値上げに抗議の一票  
○弱い者いじめの自由化よりも、皆を富ます協同化  
○この一票、物価値上げに抗議する
  - 水、土地、資源を開いて平和な国土  
○砲弾や、兵器をやめて、平和な生産  
○軍備でもうける自民党、平和と景気の社会党  
○原子力、平和につかって、国富ませ  
○人工惑星科学の世紀、時代おくれの自衛隊  
○科学の進歩を政治に生かす社会党  
○金持を一そく富ます自民党、大衆の生活のうるおす社会党  
○税金で、大砲ふやす自民党、減税と、社会保障の社会党  
○大砲や、軍備やめて、平和な産業  
（税金）
    - 金融は平等に、税金は納得で
    - 税金をしぼりとる国税通則法反対
    - 金持ちから税金、貧しい人に手厚い援護
    - 大衆の所得をふやす社会党、金持ちを一そく富ます自民党
    - 安くて公平でわかりやすい税金を
    - 税金減らす社会党、軍事費ふやす自民党
    - 金持ち本位の税制をやめて、大衆になつとくのいく税制を
    - 大衆課税制度を改めて、はらえる税金を
    - 上にあつい減税、下を苦しめる物価値上げ反対
    - 生活費に課税するな、年所得五〇万円までは非課税に
    - かせぐほど税金あがる自民党、かせぐほど収入ふえる社会党
    - 自家労賃に税をかけるな
    - 事業税撤廃、まず零細企業から
    - 固定資産税を引下げよ
    - ゴルフ税を社会保障へ
    - 物品税撤廃、高級品には奢侈品税を
    - 演劇、音楽の入場税をなくしよう
    - 大公社だけの脱税租税!!特別措置法を改廃しよう
    - 大資本の税金减免やめて一千億の增收を
    - 大資本の脱税はかる自民党、中小企業に融資と減税の社会党
    - 街を明るく、犯罪防止、街灯料金には電気税をかけ  
るな  
○センキョで使う自民党の金は、国民の出した税金
  - （労働）
    - 街を明るく、犯罪防止、街灯料金には電気税をかけ  
るな  
○センキョで使う自民党の金は、国民の出した税金

○働く者に職場と最低賃金八〇〇円を

○国土を開いて失業をなくす社会党

○労働時間短縮で失業なくす社会党、自由化と合理化で首切る自民党

○一週間四〇時間労働で完全雇用

○ILO条約、批准を進めて世界の仲間入り

○働く者の権利を守る社会党、警棒の雨を降らせる自民党

○臨時工、社外工に差別をするな

○職業病、終生保障の社会党

（農林・漁業）

○農民首切りの農業基本法撤廃、農業発展と農民所得向上の基本法をつくれ。

○農産物の輸入自由化反対、国内農業の自給度を向上せよ。

○自由化で農業つぶす自民党、農業のおくれをもどす社会党

○農民を商人や加工業者のえじきにする主産地形成反対。農畜産物価格支持を確立せよ。

○旧地主への国家補償反対、数十年間の小作料かえせよ。

○農地とり上げ反対、土地は働く農民に。

○経営共同化のための耕地整理と農地集団化は全額国庫で。

○農家の機械化貧乏反対。農業近代化は農業機械ステーションとサービスセンターで。

○四十馬力の国営機械開墾で不振開拓地を一掃せよ。

○開拓農家の固定負債を十年間たな上げせよ。

○新時代の農業に新技术の研究普及を。

○米の統制撤廃反対。生産者米価は一石一万二千円以上に。

○豚枝肉は一キロ三百円以上に、生産者乳価は一升七十円以上に、ふすまは一俵六百円以下に。

○米麦、農畜産物の値だんは労働者なみの自家労賃をふくみて。

○安い肥料と引合う米価

○畑作農産物に価格支持制度を

○国有林を農民に利用させよ

○新時代の農業に新技术の研究普及を。

○バナナ、パイナップルの自由化反対。果実を学校給食へ、果実価格安定基金をつくれ。

○砂糖専売で超過利潤を全額国庫へ。

○農林金融はすべて五分以下、二十年以上へ。

○輸出赤字国内転嫁の肥料二法廃止反対。硫安一俵六百円で農家の手へ。

○まゆは一貫二千円以上に、繭糸価格安定法を改正せよ。

農民へ

○農民にもベース・アップを

○農民の所得を労働者なみへ

○農地とり上げ反対、土地は働く農民に

○農民の権利も労働者なみへ

○米の統制撤廃反対。生産費と所得補償の米価を

○米麦、農産物の値段は、月給りなみの計算で決めま

しよう

○農民の所得を労働者なみへ、農民の権利も労働者なみへ

○農民の手間を月給取りなみに上げましよう

○農民の働きを月給取りなみに

○農民も労働者も中小企業者も一人八千円より安い給金はないことにしましょう。

○社会党の農業基本法で明るい農村を

○法人化＝共同化で農村に希望を

○社会党の手で若い女性に魅力のある農村を

○喜んで嫁のくる農村は社会党の手で

○みんなが牛乳、食後に果物は社会党の手で

○農林予算ふやす社会党、再軍備ふやす自民党政庫で。

○山村に仕事と社会保障を

○引き合う米価と安い農薬

○掛金安く国費をふやし所得補償の共済制度へ

○農業サービス・センターで農業に技術革新を

○機械化、共同化で老いた父母を重労働から解放しよう

○掛け金なしで、農業の災害は国のお金でそてやることにしましよう。

○農産物の価格は農民にきめさせよ

○農民のために農協資金は農民へ貸出せよ

○国費で沿岸増殖

○とる漁業から育てる漁業へ

○漁民にも低利資金

○沿岸漁民に漁場を保障

○大漁貧乏追放に魚価安定法

○漁場を汚水から守れ

○漁業権を働く漁民に

○すべての漁業権を漁協に

○漁業にも失業保険を

○大資本は沿岸へ手を出すな

○漁業権は漁協へ、漁民の共同で漁協の漁業を

○漁業労働者にも最低賃金を

（中小企業）

○労働者、農民のふところ肥やして、商売繁盛

○中小企業の協同化で経営の安定

## 第一、政 治

## 三、選 挙 政 策

- 大企業は中小企業の頒分へ手を出すな
- 百貨店、スーパーマーケットから商店を守ろう
- 中小企業労働者にすべての社会保険を
- 自由化の嵐から中小企業をまもれ
- 経済破たんを中小企業にしわ寄せするな
- 下請企業に最低下請代金の保障を
- 店舗共同化と近代化に政府の特別融資を
- (社会保障)
  - ロッキードが、国民年金か
  - おばあさん、おじいさん長生きましよう社会党
  - 国の負担で喰える年金を
  - 障害者には手厚い年金を
  - 年金支給は六〇歳から
  - 物価にスライドした年金を
  - 積立金は国民生活の向上と福祉へ
  - 母と子のくらしを守る社会党
  - 青年に職と希望を、老人に年金で憩いを
  - 年金で母子を守る社会党
  - 厚生年金を共済年金みなみに
  - 無料で病気が治せる社会
  - 保育所ふやして子供を守れ
  - 病気、失業、老令に不安のない生活を
  - (文教)
    - 許すな国定教科書
    - シン詰め教室早くなくせ
    - お母さん、学校給食と教科書は全部国の費用で
    - 義務教育は全額国の費用で
    - P.T.A.負担のない教育を
    - 国の費用で教科書配布
    - 教室不足 詰込み授業は国の恥
    - 急げ高校増設を
    - なくせ中学浪入を
    - 私学振興で授業料の値上げを抑えよう
    - 働くものに手厚い教育
    - 道徳教育は生活指導方式で
    - 民主教育を守つて児童を育てよう
    - べき地教育にも温い政治の手を
    - 学校給食をタダにせよ
    - 勤評とシン詰め教室の自民党、子供と先生を守る社会

池田内閣は、平和憲法を改悪するため、憲法調査会を中心として活発な改憲運動を開いている。しかも一方、政暴法、新政暴法、スパイ罪を含む刑法改悪、

言論弾圧のための放送法改悪を企画し、日米安保体制下の国内反動性を強化しようとしている。

再軍備政策に反対し、平和・独立・民主の政治を確立するため、平和憲法を守るとともに、この憲法の精神を完全に実施せしめるため、積極的に闘う。

党

○子供と親を困らす自民党、子供と、先生に応える社会党

会党

○学問と思想を守る社会党、権力で教育を統制する自民党

○科学を尊重する社会党、学者に冷い自民党

○憲法破壊反動教育の自民党、護憲文化の建設めざす社会党

○平和教育で国民を守ろう

○学力テストとシン詰め教室の自民党、子供と先生を守る社会党

○アルバイトなしで勉強できる世の中を

○青年団、婦人会にヒモの付かない補助金を

(地方行政)

○宴会、ボス政治、汚職議員の一掃

○陳情政治なくして地方に自主財源を

○国の方で後進県なくせ

○中央集権の自民党、自治確立の社会党

○地方自治は郷土の政治、中央の圧力でゆがめるな

(住宅、道路)

○交通よくして命を守れ

○ジエット機一機で住戸二千戸

○自衛隊より道路と住宅

○道路よくして国土の開発

○誰でも入れる公営住宅大量建設

○住宅難消えて明るいみんなの社会

○若い人に住宅、結婚難をなくしよう

○宅地の値を下げて住宅を

○家賃あげるな家ふやせ

○どんな世帯も自分の住宅

○一世帯一住宅、一人に一部屋

(災害)
 

- 災害対策はまず生活補償から
- 戦闘機より気象観測機を
- 戦争の自衛隊やめて、国土を守る建設隊を
- (青年婦人)
  - 若い人の票は、未来を担う社会党へ
  - 若い人に希望と職場を
- 世の中をうしろにもどす自民党、前へ進める社会党

また、政、財、官界の腐敗とその徹底的肅正をはかり、選挙を公明にし、正しい政治を行なうため連座制を強化して、悪質腐敗選挙、買収選挙を一掃しこれを淨化する。

- 1 公然たる再軍備、核武装を目ざし、家族制度復活、基本的人権の制限を中心とする憲法改悪絶対反対。
- 2 憲法記念日の全国的な公式行事の実施。
- 3 憲法違反の憲法調査会の即時廃止。
- 4 憲法違反の条約、協定、諸立法反対。
- 5 自衛隊の漸減と平和国土建設隊への移行。
- 6 旧秩序復活のための君が代などの公式制度化、紀元節復活反対。
- 7 党利党略的小選挙区法、政党法反対。悪質選挙違反の厳罰。連座強化の実施。高級官僚の立候補制限。政治資金の規制。
- 8 腐敗政治の一掃、政・官・財界の汚職、腐敗の徹底的肅正。
- 9 議会政治の確立、多数党の独裁反対。国論の二分する重大問題は選挙で国民に問う慣行を確立。
- 10 政暴法、新政暴法、スパイ罪復活放送法改悪等の反動化立法紛糾、公安調査の廃止、官憲のスパイ行為禁止、マスコミを通ずる御用世論製造反対。
- 11 人権擁護局の拡充、民間の人権擁護団体の育成。
- 12 裁判の公正を図るため、民主化と能率化。金のかからぬ裁判実現のため裁判機構の改革と困窮者に対する訴訟扶助制度の確立。
- 13 政治・行政機構の不合理、非能率を根本的に改革。機構改革の名による人員整理反対。
- (イ) 平和行政機構の確立。自衛隊の漸減と平和国土建設隊への転換。
- (ロ) 官庁の民主化の徹底と自主性の確立。
- (ハ) 行政監察制度の強化。会計検査の徹底による国費の不正不当支出の糾止。
- (ニ) 行政の近代化・能率化・サービスの向上、行政実施の計画性の強化。
- (ホ) 政府関係機関、公社公團制度等の再検討。
- 14 警察の民主化
  - (イ) 地方自治体警察に対する中央統制の排除。政治識察化の排除と民衆保護の役割の強化。
  - (ハ) 警察に対する地元団体及び個人の寄附禁止。
  - (ニ) 公安委員会の民主化。
  - (ホ) 警察官の団結権の承認と待遇改善。

## 第二 外交・防衛

池田内閣は、中立を幻想として非難し、日中國交回復を要求する世論に背を向け、日韓会談を強行し、わ

が国を危険な海外進出の方向に押しやろうとしているいづれの陣営にも属さぬ積極中立の基本方針を堅持して、日本の完全独立と世界平和確立のために努力する。

- 1 日本を取巻く緊張緩和するため、日韓会談に反対し、日ソ平和条約締結、日中國交回復の実現を目指して闘う。日本が先づ非核武装宣言を行ない、全面軍縮実現の先頭に立つ。
- 2 秘密外交に反対し、すべて重要な外交案件は、国民の前にその全貌を明らかにし、その支持を得てから、これを推進することを要求する。
- 3 原水爆実験の即時無条件禁止。核兵器の拡散禁止。原水爆の製造、貯蔵、使用等の全面禁止。全面軍縮実現の先頭に立つ。
- 4 日本の非核武装宣言。微兵制・海外派兵反対。自衛隊の増強中止。漸次これを削減し、平和国土建設隊の転換。
- 5 アジア・太平洋地域における非核武装地帯設定の確立。日米安保条約の解消及び一切の不平等条約の改廃。
- 6 日米中ソを含む不可侵協定の締結、平和保障体制の確立。日米安保条約の解消する努力、軍事基地反対を続ける中で、千島の返還実現。
- 7 東西貿易に対する一切の制限の廃止。日中政府間貿易協定の締結。
- 8 「一つの中国」の立場を堅持し、国連における中国代表権支持。中華人民共和国と平和条約を締結して国交回復。
- 9 日韓会談即時中止、正式な国交は、南北統一後の政府との間に樹立。それまで、南北朝鮮と経済文化などの交流の拡大。李ライン、竹島不法占領反対。日韓共同の科学的調査の実施による魚族資源の保護、漁業協定の締結。
- 10 朝鮮民主主義人民共和国との直接貿易の実施。在日朝鮮人の帰国推進。
- 11 分割された朝鮮ペトナム・ドイツからの外国軍隊の撤退、両地域の平和的民主的統一促進。
- 12 国連の内外を通ずる中立諸国との提携強化、国際緊張緩和と平和共存の推進。国連を道とするヒモの付かない低開発国への経済援助の拡大。

## 第三 経済一般

自民党が進める大資本本位の高度成長政策は、国際収支の悪化、物価の急騰を來し、経済の二重構造をますます拡大して、中小企業や農林漁業、労働大衆への

シワ寄せを強化している、貿易の自由化はこの日本經濟の体質を改善すると宣伝しているが、逆に二重構造の矛盾をより深刻化し、新安保条約にもとづく日米経済協力の名のもとにアメリカへの依存度を強め、經濟自立を困難にする。

社会党は、すでに破綻をみせている高度成長政策の転換を要求し、国民大衆の利益を無視して急速度に進められている自由化に反対する。国民经济の計画化と近代化を進めることが自由化の前提条件であることを国民の前に明らかにし、党の長期政治經濟計画を推進する。このため投資の計画的運用、經濟の民主化と重要産業の社会化、中小企業、農林漁業の近の近代化、要産業の社会化、中小企業、農林漁業の近の近代化、要産業の社会化、中小企業、農林漁業の近の近代化、総合的な国土開発を進めて国内産業の健全な発展と真の国際競争力を強化する。対米貿易の欠陥を是正し、社会主義圏との貿易拡大を強力に推進して貿易構造を改革するとともに、貿易と經濟協力の長期的な後進国援助により、アジア・アフリカ諸国との社会経済建設に協力する。

### 一、産業

経済を長期にわたり総合的な計画化し、勤労大衆

の積極的な参加のもとに、産業の近代化と拡大を通じて、経済の発展と完全雇用を達成する。

- 1 長期政治經濟計画を推進し、經濟の民主化と社会保障を徹底する。
- 2 電力、石炭、石油等重要産業の社会化を進めエネルギー基本法を制定して、総合エネルギー政策を確立する。
- 3 金属鉱産物価格安定法、金属鉱産物資源助成法を制定し、金属鉱業の発展をかかる。
- 4 貿易の自由化に便乗する独禁法、輸出入取引法の改正反対。公正取引委員会の強化。
- 5 物価安定と消費者行政のセンター設置、消費者保護対策の確立。
- 6 独占諸物価、公共料金、重要物資価格の公的規制。
- 7 独占物価の引下げ誇大広告、過剰宣伝の規制。
- 8 独占資本の經濟力乱用を防止し、經濟民主化の徹底。
- 9 国鉄、電信電話、専売、郵政事業および地方公営企業の運営の民主化と責任制の確立、公社制度の堅持。国有林野の公社化反対。
- 10 工業の適正配置を進め、産業の地域的格差の是正。
- 11 外国の技術と資本による不当な圧迫を排除し、外資の適正な規制。

### 二、貿易

- 1 貿易を進め、米国との片貿易是正。日米通商航

海條約改正、対日商品ボイコット撤回。

- 2 EECと貿易交渉を行ない、対日輸入制限の改善要求。ガット三五条の援用廃止要求。
- 3 東西貿易に対する一切の制限を廃止し、その拡大を図る。日中政府間貿易協定の締結。対欧、対ア貿易を拡大し、多面的な貿易構造に改変する。
- 4 和樂の精神をもって、民衆と生活に結びついた教育、医療、中小企業、技術訓練などによる後進国への經濟協力を進める。
- 5 ILO諸条約の批准を行ない、最低賃金法を制定し、低賃金を打破しつつ、國際信用を向上させる。
- 6 輸出産業の振興。シェトロの改組などによる中小企業貿易積極的保護助成。
- 7 不急不要物資、ぜいたく品の輸入抑制。主要原材料物資輸入の国家的規制。
- 8 貿易自由化に反対、自由化に対応する国内的前提諸条件を急速度に整備する。
- 9 国産品優先使用法の制定、国産品愛用国民運動の展開。
- 10 国民の税金を国民のために使う。防衛費大幅削減。社会保障、文教、農林漁業、中小企業の予算の大額増額。
- 11 国民に分る予算の編成。予算単価の明示。
- 12 日銀政策委員会の民主化と民主的資金計画委員会の設置で大資本本位の貸出し規制。農林漁業、中小企業、大衆住宅建設への長期低利融資の増額、損失補償、債務保証等の援助。
- 13 民間金融機関の長期・短期別の各専門機関への再編成。

### 第四 税制改革

歴代保守政権の減税の掛声にもかかからず、国民の税負担率は、かえって増大しており、また国税が軽減されても、地方税は増大して、全体としては、税負担は減っていない。現行税制は、所得格差の拡大をむしろ促進するだけで、所得再配分の役割を果たしていない。

社会党は、国税、地方税を通じる税制改革によって国民の税負担を軽減し、所得の不均衡を是正するため、次のように税制の改革を行なう。

わが国の税制は、国税と地方税、直接税と間接税の税制全般にわたって再検討されねばならない時期にきている。そのため長期的な視野にたって、大衆課税の大額減税と所得の不均衡を是正するための合理的な税制改革



るという原則にたって全面的に改訂する。(三)

○○億円減税)

これにより国民生活必需物資、中小企業に関連する物品税は廃止または大幅軽減する。(政府改正後一七〇億円減税)

(3) たばこの税<sup>II</sup>現行平均六六・四%の税率を五

%に引き上げることを目的に、年次計画に基

き大衆たばこのうち(ゴールデンバット、新生

いこい、さきよう、みのり)を五円と一〇円引きさげる。(政府改正せず)

(4) 入場税<sup>II</sup>映画については二〇〇円以下免税一

〇〇円超二〇%、演劇等については五〇〇円以下免税、五〇〇円超一〇%の税率を課する。また、児童演劇、展覧会等は非課税とする。譲与税制度を存続する。(改正後免税点三〇円、第

二種の展覧会等非課税、地方譲与制度廃止)

(5) その他<sup>II</sup>通行税の改廃、農業用機械ガソリン

免稅、石炭対策のため関税特例法による石油関

税の七〇億円引きあげる。

6 教育、科学研究、慈善等への究附行為は課税所得から控除する。

7 富裕税を新設し、一千万円を超す個人資産につ

き千分の二の税率を課する。

8 ゴルフ税を新設し、グローンホールを有するゴルフ場入場につき一回二千円を徴収する。練習場については別に考慮。

9 過当広告税を新設し、過度の広告費については損金算入をとりやめ、またテレビ広告税を新設する。

10 有価証券の取引税率の一率制を廃し、取引高の段階別税率を課し増徴する。

11 税務行政の民主化を徹底する。

国税通則法に反対し、税務行政の民主化と租税法律主義の確立のため必要な関係諸法の改正を行なう。

(1) 人格なき社団に対する課税を廃止する。  
 利子税、延滞税を統合して利子税とし、制度の簡素化をはかると共に、利子税を日歩二錢とする。各種加算税を大幅に軽減する。

(2) 税務争訟における訴願前置主義を廃止し、行政不服審査法との選択適用ができるようにする。

(3) 徵税行政の看視、改善のため中央、地方に各界代表からなる「税務行政民主化協議会」を設ける。

(4) 不服申立期間中の滞納処分、公売処分の禁止等納税者の便宜を中心改善する。

(5) 質問検査権の乱用を防止し、駄否権の告知義務

務を税務官吏に課する。

(7) 苦情処理の取扱いは争点主義をとり総額主義を廃する。

(8) 申告納税の規定を明確にし(1)納税者の申告専重規定を設け、ことに更正決定は例外とする。

(9) 申告是認通知をださせる。(ハ)更正決定通知書に理由附記を義務づける。

## 一、地方税

### 1 地域間の不均衡是正と税財源の再配分

(1) 地方交付税率(現行二八・九%)、たばこ消費税率(現行二一%)をそれぞれ三〇%に引き上げ、貧弱団体への強い傾斜配分をはかる。たばこ消費税については、現行の売上げ金額割をやめて、数量割とする。

(2) 入場譲与税制度の廃止に反対する。

### 2 大衆負担の軽減

(1) 住民税

一、給与所得控除 ただし書方式の場合の限度を五万円に引き上げる(現行限度二万円)

二、配偶者控除八万円を新設する。

三、道府県民税所得割を比例税率にすることは低所得者の増税になるので反対する。

(2) 事業税

個人事業税の基礎控除を三〇万円(現行二一〇円)に引き上げる。特別法人に対する税率の引き下げをはかる。

(3) 料理飲食等消費税

一、高級料理店等に対する微税の強化公給領収書制度の徹底

二、外人客に対する非課税は即時やめる。

(4) 電気ガス税の税率を七〇%に引き下げる。

(現行電気料金の一〇%)街灯の電気料金については課税をやめる。

(5) 固定資産税

田畠に対する課税標準は、評価の三分の二の金額とする。評価方式については、現行の収益還元方式による。

3 特權的な減免税の復元と自主財源の充実

(1) 電気ガス税の大企業に対する減免措置の二割復元

(2) 住民税の法人税割および法人事業税の所得五均等一割おおむね五割引き上げる標準税率九%(現行八・一%)制限税率一〇・八%(現

市町村民税

均等一割おおむね五割引き上げる標準税率九%(現行八・一%)制限税率一〇・八%(現

## 行九・七%)

## ・道府県民税

均等割を千円、標準税率五・九%（現行五四%）制限税率七・一%（現行六・五%）

## ・公益法人

社会福祉法人又は農協や労金生協等は課税対象から除く。

## 4 地方行政水準向上のための地方財源強化

(1) 消防施設税を創設し、火災保険料収入の三%を課する。

(2) ゴルフ場に関する娯楽施設利用税を一回の料金について千円に引き上げる。

(3) 勵

## 第五 労 勵

自民党に、低賃金と合理化、労働組合の弾圧などの労働政策を推進め、独占の海外進出の地盤を固めつづある。

社会党は、働く意志、能力のあるすべての者に職場を与え、働き甲斐のある、文化的生活を維持するに値する賃金を保障するとともに、すべての労働者に労働者としての権利を確保して、労働者の生活の安定と生活水準の向上をはかることを目標としている。

従って、社会党は、雇用の拡大を図るため、国家資源の充分なる利用による国土開発の促進、産業の計画的な再配置による多就労産業の育成強化等の政策を強力に推進する。

また、賃金の二重構造の解消のため大幅賃上げと全国一律、法定の最低賃金制度の確立を主張する。

## 一、雇用と失業対策

## (1) 雇用の拡大

(1) 労働時間短縮（週休二日・四〇時間制）

(2) 技術革新、合理化による首切り絶対反対。

(3) 完全雇用制度の確立。

(4) 雇用基本法及び雇用計画法制定による長期雇用計画、年次別雇用計画の策定。

(5) 失業対労務者の計画的再就職の場の拡充。

(6) 全額国庫補助による失業対事業の拡大。

(7) 知職労働者を対象とする失業対事業の実施。

(8) 月二十五日完全就労の実施

(9) 一般職種別賃金、頭打ち賃金の庭止。

(10) 失業対労務者の計画的再就職の場の拡充。

(11) 失業対労働者の期末、年末手当の増額

(12) 日雇失業保険給付金を日額最低三五〇円とする。

(1) 技術教育、職業訓練施設の拡充

(2) 技術革新に伴う技術教育、職業訓練施設の拡充

充、強化  
（1）職業訓練期間中における労働者の生活保障  
（2）中高年令離職者の職業訓練の拡充と再就職の斡旋

（3）不完全就業者の在中の職業訓練の拡充

（4）失対労務者の職業訓練施設、手当の拡充

（5）臨時工、社外工の規制

（6）本工と臨時工の差別絶対反対

（7）同一企業に二ヵ月以上雇用される労働者の本工化

（8）臨時工、社外工の労働条件の向上

（9）身体障害者の雇用の拡大

（10）社会党の身体障害者雇用促進法による雇用の安定と拡大

（11）身体障害者の登録制度の実施

（12）官公庁、地方公共団体に身体障害者の雇用義務を課する（定員の五%以上）

（13）身体障害者と他の労働者との一方的差別賃金の廃止

（14）身体障害者の雇用促進に対する奨励金の支給

（15）国費による身体障害者の職業訓練施設の拡充

（16）身体障害者の雇用者に対する減免税措置の実施

（17）離職労働者の生活保障、住宅の確保

（18）職業訓練手当、別居手当の支給

（19）再就職労働者の前職賃金の保障

（20）炭鉱労働者の最低賃金制の確立（一二、〇〇〇円）

## (7) 雇用差別の廃止

(1) 就職の機会の均等制度の確立

(2) 緣故採用には反対

(3) 学歴（定期制高校・夜間大学）による雇用差別反対

(4) 特殊部出身による雇用の差別の撤廃

(5) 親族の有無による雇用差別反対

(6) 失業保険法の改正

(7) 五人未満事業所従業員を強制適用

(8) 給付期間を二ヵ年まで延長

(9) 給付率の大額増額（八%にする）

(10) 国庫負担の大額増額

## 二、生活保障

(1) 最低賃金

(2) 社会党の最低賃金法による賃金水準の向上

(3) 満十五歳、全国一律八、〇〇〇円の最低賃金

(イ) 労働者の意思を無視した業者間協定による現行最低賃金法の廃棄

(ロ) 労働協約の拡張による地域別、産業別最低賃金制度の確立

(ハ) 賃金対策

(1) 一律大幅賃上げ、法定最低賃金額の確立による同一労働同一賃金の徹底化、体系化

(2) 日経連の職務給による労働者の分裂支配絶対反対

(3) 安定賃金による賃金ストップ政策反対

(4) 労働基本権(団結権、団結交渉権、争議権)の確立しない現在における人事院の廃止反対

(ホ) 中小企業退職共済法の改正による中小零細企業労働者の生活の安定

(3) 零細企業労働者

(1) 五人未満の企業における厚生年金、失業保険健康保険、労災保険等の社会保険料の一部補助の強制適用

(2) 国による社会保険料の一部補助の実施

(3) 国費による零細企業労働者の住宅建設を促進する

(4) 家内労働者

(1) 家内労働法の制定による家内労働者の組織化と生活の向上

(2) 家内労働組合と委託者又はその団体との団体交渉権の確立による最低工賃額の決定

(3) その他労働条件等についての団体協約の締結

(4) 家内労働委員会を設置し、家内労働者と委託者との間の調整を行わしめる

(5) 家内労働者の職場の安全性と衛生の確保

(1) 日雇港湾労働者の雇用の不安定を除去し、計画的な雇用を促進するための日雇労働者の登録

(2) 港湾労働者の雇用の安定化

(3) 港湾労働委員会による登録日雇港湾労働者の指定期順位による雇用

(4) 指定日雇労働者が不就労の場合の不就業手当の支給者負担

(5) 港湾労働の計画的雇用の促進のための中央地方法港湾労働委員会の設置

(6) 季節労働者対策

(1) 季節労働者に対する各種社会保険の適用

(2) 季節労働者の雇用の機会均等を図るための職業安定行政の拡充、強化

(3) 山林、農業季節労働者の雇用の安定化と生活の保障

(4) 漁業季節労働者の出来高給、歩合給の廃止。

### 固定給制度の拡大

#### 三、ILO条約批准と労働基本権の確立

##### (1) ILO条約の批准促進

ILO(国際労働機構)は今日まで四五回の総会を開き、一一五の条約を採決しているが、これは国際的な労働保護規準の引上げにある。然るに歴代自民党政権は二四条約を批准したにすぎない。また、政府自民党は委員会、総会における各種決議については、尊重しなければならないにもかかわらず、何らの具体的措置をとらないばかりか、ILO理事会の強力な勧告を逆用して、これに便乗して国内法の改悪に反対し、次の諸ILO条約の批准を促進し、労働者の権利と保護規準の向上を確立することに努める。

(1) 八七号条約(結社の自由及び団結権の擁護に関する条約)

(2) 二六号条約(最低賃金決定制度の創設に関する条約)

(3) 一〇五号条約(強制労働禁止に関する条約)

(4) 一〇二号条約(社会保障の最低基準に関する条約)

(5) 三三号条約(船舶の荷積又は荷卸に使用せらる労働者の災害に対する保護に関する条約)

(6) 一〇五号条約(強制労働禁止に関する条約)

(7) 二六号条約(最低賃金決定制度の創設に関する条約)

(8) 三三号条約(船舶の荷積又は荷卸に使用せらる労働者の災害に対する保護に関する条約)

(9) 一〇五号条約(強制労働禁止に関する条約)

#### 四、婦人、年少労働

##### (1) 労働基準法の完全適用

労働基準法違反を防止するため、労働監督官の大増員を図る。

(2) 職業訓練、成人教育等の実施

(3) 年少労働者であるがゆえの差別待遇に絶対反対する。

(4) 婦人労働者の産休、生理休暇の完全実施。

#### 五、労働災害、職業病対策

(1) 労働基準法改正

平均賃金の算定基礎を合理化し、最低保障の条件を八〇%とする。

(2) じん肺法改正

(1) 予防、健康管理の他に、災害補償の理念を踏襲した長期補償の制度の確立。

(2) 健康管理と予防措置について退職時におけるじん肺健康診断の実施、じん肺手帳の発行。

(3) 療養補償は必要経費について全額補償し、療養期間中の生活補償は平均賃金の一〇〇%とする。

(4) 障害補償の第一種該当者については生活補償

と同額の補償を行なう。

(4) 障害補償の対象になつてないものについて  
は年金補償を行なう。

(5) 遺族補償については、最低を生活補償の六〇  
%とする。

(6) 外傷性背損等の長期療養を要するものの補償  
を行なう。

(7) 遺族補償については、最低を生活補償の六〇  
%とする。

(8) 管理二の労働者 平均賃金の一〇%

a 管理三の労働者 平均賃金の二〇%

b 作業転換を行なった労働者には作業転換補償

を行なう。

(9) 但し、最低を百万円とする。

## 第六 農林水産

自民党政は、米の統制撤廃、肥料二法廃止、農產物自由化、旧地主補償等々の反農民的な政策を進め、農民首切りの農基法体制をいつそう強めようとしている。

社会党は、農業を独占資本の利益に従属させようと  
する自民党政と鋭く対決し、働く農民を本位に、  
農畜産物の価格支持と流通機構の改善、農業生産基盤  
の拡充と経営の近代化、農県社会保障の徹底と農民生  
活の向上等、農業と農民の権利を守る革新農政を推進  
し、農民首切りの農基法を廃止して、農業生産を発展  
させ、農民と他産業従事者との所得均衡をはかる農民  
のための農基法実現に努力する。

漁業においても、政府、自民党的大資本偏重・沿岸  
漁民軽視の政策と対決、わが国の漁業構造を改革、漁  
業生産力の発展と漁業における階層間の格差を是正し  
漁民の所得及び生活水準が他産業に従事するもののそ  
れと同一水準となるように高めるとともに、漁村の生  
活と文化水準における都會との格差を解消する。

1 農民首切りの農基法廃止、小農から土地を取上げ  
る農地法改悪、農協法改悪反対、主産地形成の前に  
主要農畜産物に対する価格支持制度確立、農産物自  
由化をやめて国内自給度の向上、農林予算を大幅増  
額し、農業生産基盤の整備拡充、機械化、共同化、  
有畜化を進めて経営の高度化、近代化促進、農民所  
得と他産業所得を均衡させ、農民の権利を守る基本  
法を作れ。

2 米を投機の対象とし、買占め買い叩きの危険にさ  
らす自由米構想絶対反対。食管制度を堅持して、農  
民には生産費と所得を補償する米価、消費者には生  
活安定米価。

3 土地改良、農地集団化、草地造成事業の予算をふ  
やし、国庫補助率の大幅引上げ。共同化促進のため

の土地改良は全額国費で、不振土地改良区再建のた  
めに、負債の棚上げと利子補給。

4 農業近代化共同化促進のため、農業サービスセン  
ター、農業機械ステーションを設置して、大型農機  
具の貸与、經營技術相談、機械修理、家畜診療、教  
育講習の基地とする。

5 農畜産物価安定法を改正して、生産費と所得を補償  
する価格で牛乳、肉豚、鶏卵の価格支持。政府手持  
ち飼料は直接生産者団体に払下げ、飼料価格の大幅  
引下げ。

6 バナナ、パイ罐等の自由化反対。国の責任で果実  
野菜の需給計画を確立し、共同出荷、流通改善、消  
費拡大を指導助成して価格安定。

7 農民の手による農畜産物の加工貯蔵施設の設置に  
国の融資助成。中央、地方卸売市場の抜本的改  
善。牛乳、果実ジュース等の学校給食の拡大。転出  
赤字を国内に転嫁する肥料二法の廃止に反対。肥料  
存農薬、農機具の国管理を強めて、生産資材の大  
幅値下げ。

9 近代化資金の枠を二倍以上にし、年利五分以下、  
据置五年、返済期間は二十年以上に、損失補償、債  
務保証制度を拡充強化して、本当に借りたい農家を  
対象とする。系統資金の員外利用反対。

10 農林漁業金融公庫への政府出資を増加して、資金  
量の大幅増額と利子の引き下げ、貸出手続きの簡素  
化をはかる。自作農維持創穀資金の枠をふやし、零  
細農家の貸出を優先する。

11 旧地主制度復活反対。解放農地国家補償反対。農  
地改革の成果を確保し、土地は働く農民へ。

12 全国的国土調査と土地利用区分にもとづく森林資  
源培養、造林の奨励助成、山林利用の民主化、山林  
労働者の組織化と労働条件の近代化。

13 国有林里山地帯の民主的利用促進、未墾地買収の  
促進。国営機械開墾による大規模な牧野造成、飼料  
自給度向上と有畜化による経営の高度化。

14 全国の不振開拓地を、国営機械開墾方式で再開  
発。不振開拓農家と連年災害農家に対する営農指導  
の強化と特別な長期低利融資の適用。

15 大裸麦の政府買入制度反対。転換農家に対する転  
換奨励金の即時支払い。畑作振興の予算をふやし、  
畑作物に対する価格支持制度の確立。

16 大豆なたねの生産者基準価格を引上げ、交付金は  
直接生産者の手へ。大豆自由化をやめて国内産の生  
産改善促進。

17 農業共済制度を抜本改正して、公営化の促進、事  
務費、賦課の全額国庫負担、無事戻し制の拡充と  
共同防除の促進。

- 18 繭糸価格安定法を抜本改正し、生産費所得補償方式で繭価支持。稚蚕共同飼育、老朽桑園改良等に融資助成。生糸の海外市場開発促進。
- 19 輸入砂糖を国家管理し、輸入差益で国内のてん菜かんしゃ、かんしょ、馬れいしょの生産振興と価格支持、消費者価格の安定。
- 20 たばこ専売法の根本的改正によるたばこ耕作農民の権利保障、葉たばこの収納価格の大幅引上げと検査制度の民主化。
- 21 農民の自發的創意による農協の民主化、独占資本の圧迫を排除して農協の事業規模の拡大。政府の農協に対する官僚統制反対。
- 22 農民の団結権、団体交渉権の保障。農民組合法の制定。
- 23 農村生活近代化促進法を制定して、住宅改善、道範、水道等環境整備の促進。季節保育所、共同炊事場等を設置して農村婦人労働の軽減。
- 24 国民年金、国民健康保険の負担軽減。固定資産税の評価引下げ（田畠は三分の二）と各種税外負担の廃止。
- 25 沿岸から資本漁業を追放、漁場を沿岸漁民に。
- 26 水質保全法を改正、漁場の荒廃防止
- 27 埋立、汚水で漁場を奪われる漁民に代替漁場の創設等により生産の場を保障。
- 28 漁場の開発改良と荒廃防止、漁港の整備、水産資源保護による漁業生産基盤の整備。
- 29 漁協自営と生産組合の奨励、集団操業方式の導入による漁業協同化の促進。
- 30 魚価安定法の成立を促進。生産費及び所得補償の原則による主要水産物の価格支持制度の実現。及び流通機構改善による魚価安定。
- 31 サカナの自由化反対、韓国ノリの輸入阻止。
- 32 漁船器具の近代化と高利債務借りかえに長期低利資金、漁家向け金融改善のため制度金融のなかに特別枠設定。
- 33 漁船の海難防止のため気象観測施設の完備、漁船通信施設、避難港の整備。
- 34 災害による漁場、漁港及び漁業用共同利用施設の國の責任による復旧。
- 35 漁業共済、漁船保険制度の改善により漁船、漁具の損失及び不漁による損害を補償。
- 36 漁業労働者の就業機会の増大。賃金増額その他労働条件改善、社会保険の完全適用。漁船内の労働と生活環境の改善、専従の衛生管理者の乗船、船員法の適用範囲を五トンまで拡大。
- 37 沿岸漁業振興法を制定し、漁場条件の改善と増殖事業（全額国費で魚礁設置、種苗の育成放流等を行
- 38 水産業改良助成法の成立を促進、改良普及事業の推進と漁村に一人以上の普及員配置。
- 39 國際漁業の發展をはかるため、日米加漁業条約の早期締結による北洋近海における安全操業の実現李ラインを即時撤廃。平等互恵、資源保存の立場に立つ漁業協定締結。政府間漁業協定締結による日中漁業問題の解決。関係諸国と漁業協定促進。海外基地漁業の推進。
- 40 太平洋における原水爆実験の禁止、演習地、基地撤去による利用漁場の拡大。
- ## 第七 中小企業
- 池田内閣の大企業本位の「高度成長」政策強行により、大企業と中小企業との格差は拡大し、中小企業は金詰り、人手不足に苦しんでいる。したがって、中小企業基本法を制定し、中小企業の経営近代化、大企業との間の格差是正をはかり、経済の民主化を推進する。このため一元化された強力な機構を確立して中小企業の自主的協同化の促進、大企業の不当独占、不公正取引の規制、勤労事業者に対する特別施策等抜本的な中小企業政策を実施する。
- 1 独禁法の緩和、大企業の系統支配の拡大強化に反对。
- 2 中小企業者の基本組織を自主的な協同組合とし、これに団結権、団体交渉権を与えて、大企業と対等の立場の確立。
- 3 中小企業に適切な事業分野を確保し、大企業の進出を制限。
- 4 国、地方公共団体、公共企業体の発注する官公需の二割以上を中小企業に確保。
- 5 経営近代化を推進するため、機械化の推進専門化規模の適正化、技術者の訓練、設備の更新、共同施設の増強、試験研究機関の拡充等への援助。
- 6 中小企業センターを全国に設置し、経営技術の相談、指導ならびに中小企業者及び労働者の教育訓練、金融のあっせん、経理の共同計算、調査及び情報の提供等を行なわしめる。
- 7 中小企業貿易を振興するため、海外市場の調査、開拓の機関の整備、貿易金融の円滑化、海外経済協力への援助。
- 8 産業別振興政策を推進し、

(1) 工業については、大企業による不当な圧迫の排除、下請業者に対する適正加工賃の保障。

(2) 鉱業については、中小鉱山の探鉱、採鉱の助成

(3) 商業については、経営の近代化、店舗の改装、

大企業との取引条件の改善、メーカー、卸売業者

の行なう小売行為の制限、百貨店・スーパー・マーケットの営業規制、小売市場の乱設防止、商店街

の振興、街路灯の電気料金軽減。

9 勤労事業者（従業員数おおむね一〇人以下かつ百

万円以下、ただし商業、サービス業ではおおむね三人以下）に対する政策を中小企業政策一般から区分

し、別枠として特別に政策的な配慮を行ない、社会

政策を加味する。このため、協同組織化の助成、経

営、技術の改善指導、無担保融資の増大、勤労所得

控除、家族労働者の給与所得控除の制度化、五人未

満事業所への社会保険の強制適用、（ただし、勤労

事業主の負担軽減を配慮）の実施

10 中小企業に金融機関の融資総額の一定割合を確保

し、金融機関の大企業に対する集中融資の禁止。

国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金、中

小企業信用保険公庫への財政投融資を大幅に増額し

貸出額の増大と金利の引下げ、機構の拡充。

中小企業の信用保険、信用保証など信用補充制度を拡充強化。

11 中小企業の設置近代化を促進するため、特別償却制、積立て資金に対する税制上の特別措置を講じ、また協同組合、企業組合に対し、法人税を特別に軽減する。

12 妇小企業者の設置。中小企業振興政策の実施。

## 第八 社会保障

自民党政の高度成長政策のもとで、国民生活における所得の格差はいよいよ拡大しており、完全雇用の

実現、最低賃金制の確立とならんと、社会保障の拡充は、現下の緊急課題である。しかるに自民党政は、

一方で防衛力増強や大資本本位の政策をおこないながら、社会保障制度の充実による国民生活の安定については、きわめて乏しい熱意しか示していない。

社会党は、政府、自民党政のこうした態度に断固、対決し、憲法第二十五条の精神にもとづく国民の生活権の保障のため、大幅な国庫負担の増額を裏づけとしている。誰でも安心して老後の生活を送れる年金、母子、児童身体障害者に対する十分な福祉、無料原則とする医療、最低生活の完全保障等の諸制度を確立する。とくに、当面、現行社会保障制度のアンバランス是正に重点をおき、低所得層に対する生活、医療の保障を拡充強化する。

## 一、生活保護

1 現行生活保護法を抜本的に改正して生活保障法とし、憲法第二十五条にもとづく健康で文化的な最低限度の生活をあらゆる国民に保障するものとする。

2 保護の適用に際しては①国民の慣習として認められるもの②将来の自立に必要な最低限度のものは売却、処分の対象としない。

3 扶養の義務は、夫婦および十六歳未満の子供に限る。（例えば十七歳の子供が自立した場合、保護受給者の親を扶養する法律的義務はなくなる。勿論、道義的義務はこの限りではない。現行は三親等以内の親族）

4 保護基準は、国会の承認を得た委員（被保護者の意見を代表しうる学識経験者を含む）をもつて構成され、生活保障基準審議会を経て、厚生大臣がこれを決定する。

5 現行保護基準は次のように引きあげるべきである

イ、基準額については、被保護者の健康を維持し、

かつ一定の社会的文化的必要経費を加味する。

（勤労者家計収入の増加に見合い実質二倍引きあげ）

ロ、一般の生活者として更生しうる途を講ずる（被保護者の別途収入については、現行のように全額差し引きしないようなクッションを設けること等）

ハ、地域差は各地域の生活の実態に即してすみやかにその差は縮める。

ニ、寒冷地加算を新設する。

6 医療扶助を次のように改善する。

イ、入退所基準を緩和する。

ロ、扶助加算額を増額する。

7 入院患者、在宅患者の加算として夫々月一、五〇〇円支給する。

8 教育扶助を次のように改善する。

イ、教育扶助は実費支給を原則とする。

9 教科書、副読本、辞書等の学用品、通学用品、学校給食費、PTA会費、教育に必要な交通費及び課外教育費、旅行費用については実費とする。

ロ、現行基準額を引き上げる。

10 出産扶助は助産券をだすようにして、その他の必要経費について実費を支給する。

生業扶助の金額を引き上げる。

- イ、仕事につこうとする場合は一件につき二万円。  
ロ、技術をならう場合は一ヶ年二万円。  
ハ、右のための交通費は実費とする。
- ニ、就労のために必要なものについては実費とする。
- 11 葬祭扶助は実費にほぼ見合う額を支給する。
- 12 保護に関する不服申し立てを裁定する生活保障審査会の設置。  
(1) 中央、地方に設け、地方は都道府県単位とする。  
(2) 公益代表をふくめて民主的に構成する。
- 児童保護その他社会福祉
- 1 老人、母子、児童等の福祉施設の拡充。  
イ、有料、無料の老人ホームを増設する。  
ロ、児童センターを設置する。
  - a 児童の健全なる育成のための教育、文化娯楽等の資料および児童相談所を兼備した施設とする。
  - b 児童センターは児童遊園地を持ちセンターにはサークル指導員を配置する。
  - ハ、保育所の現行保育料は全廃を目指し、漸次軽減する。更にその増設をはかる。
  - a 保育所職員とくに保母の待遇を改善しめる。
  - b 保育所入希望者は全員入所せしめる。
  - c 国が推進する保育所は地域と中小企業の職場を中心にして、国費負担を大幅に増額する。
  - ニ、法律無料相談所等を設置する。  
(1) 法律相談だけでなく生活、身上相談等についても行ないうるようにする。  
(2) 裁判に関する弁護料については無料とするための措置を講ずる。
  - オ 観光地、保養地に低廉な公営の宿泊施設を設ける。
  - b 青少年のための施設を各地に増設する。
- 2 低所得者の自立更生のための金融制度、資金貸付制度の拡充。  
イ、公益質制度を小都市、農山漁村地区を重点として拡充する。  
ロ、母子福祉資金の貸付は総合的母子福祉対策の一環として有機的に運営し貸付額を増額するとともに貸付条件を改善する。
- 3 妊産婦、乳児、児童に対する栄養改善と負担の軽減をはかる。  
イ、低所得層の妊娠婦及び乳児に対し、牛乳、乳製品等の無償配給を行なう。  
ロ、三歳未満の乳幼児には、牛乳、乳製品等の無償配給を行なう。
- 13 健康保険及び年金
- 1 健康保険の適用拡大と給付改善。  
イ、五人未満事業所の従業員を強制適用する。  
保険料の事業主負担率は当分の間現行の事業主負担率の二分の一とし、軽減分については国の負担をもつてこれにあてる。  
ロ、被保険者の初診料、入院料の一部負担は全廃する。
  - ハ、被扶養者の医療費一部負担は全廃を目指し、七割給付を行なう。(現行五割)  
ニ、医療給付は医学医術の進歩に伴う内容のものとし、原則として制限診療規格診療を廃止する。  
ホ、差額微収は認めない。
  - ハ、予防給付、後保護給付、出産給付を新たに加える。  
オ、予防給付は予防薬の配付、健康診断等を行う。  
ト、傷病手金を引き上げ、支給期間を延長する。  
チ、出産手当金、保育手当金、埋葬料を増額する。  
リ、国庫負担は保険給付の二割とする。(現行ほどんどなし。)
  - 国民健康保険の給付改善と国への移管。  
イ、医療給付は全額給付を目指して、当面七割給付を行なう。(現行五割。世帯主の結核、精神病に限り七割)  
ロ、医療給付は医学医術の進歩に伴う内容で制限診療、規格診療を排する。
  - ハ、予防給付、後保護給付、出産給付を新たに加える。  
ニ、傷病手当金、出産手当金、保育手当金制度を義務制度として加える。
  - ホ、国庫補助率を四割五分に引き上げる。(現行二割五分)  
ヘ、国民健康保険の運営主体を市町村から国に移管する。(保険事務は市町村に委任)
  - 日雇労働者健康保険の給付改善  
イ、適用範囲を拡大する。又現行法でござい適用になつてゐる部面についてはこれを法制化する。山林労働者、付添婦等にも適用する。
  - ロ、医療給付期間は健康保険に準ずる。  
ハ、傷病手当金は当面九十日間支給する。
  - ニ、予防給付、後保護給付、出産給付を新たに加え

る。

ホ 出産手当金は当面九十日間支給する。

ヘ 保育手当金、配偶者手当金制度を創設し六ヵ月間支給する。

ト 国庫負担は五割に引上げる。 (現行三割五分)

4 きよ出制国民年金の大幅改善。

イ 定額保険料を止めて、所得、資産に応じた保険料を徴収する。

ロ 保険料の免除基準を引き上げる。

ハ 老令年金の支給開始年令を六〇歳とする。なお本人の希望により五五歳より減額支給が出来る措置を講ずる。 (現行六五歳より支給)

二 給付額は、一人月額七千円、年八万四千円を最低支給する。 (現行二五年かけて月額二千円、四十年かけて月額三千五百円)

ホ 障害年金については身体障害者の範囲を三級まで拡大し、かつ内科疾患による障害、精神障害、被爆による障害者まで含める。

ヘ 給付額を一級八万四千円 (月七千円)、二級六万三千円 (月五千二百五十円)、三級四万二千円 (月三千五百) とする。

チ 遺族年金、寡婦年金は老令年金の半額、子一人につき一万四千四百円の加給とする。

リ 病身の夫が妻の勤労収入によって生計を維持していた場合、遺族として、父子年金、か夫年金を支給する。

## 5 福祉年金の大幅改善

イ 老令年金の支給開始を六〇歳とし、支給額を六〇歳より千円、六五歳より二千円、七〇歳より三千円とする。

ロ 障害福祉年金の範囲を三級まで拡大し、さらに内科障害、精神障害および被爆による障害を含める。

ハ 障害および母子福祉年金の所得を緩和する。

ニ 障害福祉年金の支給額は一級四万八千円 (月四千円)、二級三万六千円 (月三千円)、三級二万四千円 (月二千円) とする。

ホ 母子福祉年金の支給額を三万六千円 (月三千円) とし、子一人につき七千二百円の加算をする。

6 厚生年金の大幅改善。五人未満事業所にも厚生年金保険を適用する。

全ての労働者に厚生年金を支給し、定額八万円四千円 (現行二千円) に比例加給を加える。

7 年金の基本年金額八万四千円をもととする各種年金の改善、通算調整、およびその統合一元化。

8 物価、生計費の変動に応じて給付額はスライドする。

9 保険料積立金の管理運用を民主化するため、被保險者代衣、学識経験者を主とする年金積立金運用審議会を設ける。

積立金は一般資金と福祉資金に分けて配分し、一般資金は資金運用部に預託するが、福祉資金は社会福祉施設、病院および診療所、住宅等福祉施設の建設等に資するための資金として、地方公共団体、労働金庫その他政令で定める法人に貸し付けるものとする。

## 三、結核及び精神衛生対策等

1 結核については結核医療法を制定し、予防、治療後保護に至る一貫した対策をたて、全額国費をもつて根絶をはかる。

イ 予防 (結核予防法を改正する)

a 保健所を拡充する。

b 保健所勤務医師、技術職員の充実と給与の大幅改善を行なう。

c 公私医療機関を動員して敬蒙宣伝活動を盛んにするとともに予防検診に実効あらしめるための措置を講ずる。

d 結核専門のケース・ワーカー及び保健婦等を多数養成する。

e 当面は都道府県知事の命令入所患者の範囲を拡大する。

b 病床を増設し、その合理的運営をはかる。

c 結核医療関係者の待遇を改善する。

ハ 後保護 (結核医療法を立法し身体障害者雇用促進法を改善する)

a 公私後保護施設を増設し、施設及び運営の充実をはかる。

b 回復者の就職対策等、社会復帰を強力に推進する。

2 けいはいその他のじんはい病、外障性せきずい、風土病、精神薄弱者及び重度の身体障害者に関する医療費は全額無料とし、結核対策に準じて行なう。

## 四、医療制度

1 医療機関の計画的配置。

イ 公的医療機関は採算を度外視して全国に計画的に配置するよう規制する。

ロ へき地医療を充実するため、大幅な国庫負担による診療所、設備の拡充をはかる。

- 2 医療労働者の待遇改善および看護婦不足等、医療従事者の不足の早期確消。
- 3 右と並んで現行診療報酬制度の合理化をはかる。
- 4 医学技術の進歩とともにあって、規格診療のワクを拡大する。
- 5 皆保険の体制にふさわしく医学教育の機構と制度を整備する。
- 6 予防衛生は保健所を中心として、一般開業医も参加し得るようにする。
- 五、その他
- 1 小児マヒワクチンの予防接種は希望者全員に全額公費でおこなう。
- 2 小児マヒ、癌等の研究医療にたいする国庫負担を大幅に引きあげ、研究体制を確立する。
- 3 社会福祉事業の施設および職員給与に対する公費助成。
- 4 地域および職域の消費生活協同組合を育成発展させること。
- 5 環境衛生、公衆衛生を改善する。
- イ 上下水道、簡易水道（共同電気吸いあげ井戸等を含む）を増設し、國庫補助を大幅に引上げる。
- ロ はえ、か、鼠等の徹底的撲滅をはかる。
- ハ 尿処理の公営化を促進し、その衛生的処理を併せ行なう。
- 二 不良環境地区については、これを漸次整理して低家賃鉄筋アパートへの住居移動を促進する。
- a 当面の措置としては、公的サービスとしての授産施設、診療室、理髪室、託児室等を備えた生活館、及び共同浴場、共同炊事場及び洗濯場下水、排水路、街灯、遊び場等を設置する。
- c 生活改善指導員、家事援助婦等を配置する。
- 6 以上の措置を画期的に実施するため社会保障省を設置する。

## 第九 文 教

教育行政の中央集権化、勤評の実施と管理職手当の支給、一斉テストの強行、さらには学習指導および教育課程の改悪等これら一連の保守党政権下における反動文教政策に対し、わが党は強く反対する。

わが党的教育目標は、日本国憲法ならびに教育基本法の精神にのっとり、新しい日本の民主教育を確立することにある。そのため当面の対策としては、学力テスト、勤評、管理職手当支給、国定教科書の復活、教育課程の改悪、社会教育の国家統制、教員組合弾圧などを阻止するとともに、義務教育無償の原則を確立して、教育費に対する父母負担の軽減と教育の向上をは

かる。

### 一、小・中学校関係

- 1 義務教育費の大幅国庫負担による父母負担の軽減。教材費に対する国庫補助の増額。
- 2 すら詰め教室の解消、一学級児童生徒四十八人編成の実現。教職員の定数確保と待遇改善。
- 3 国の補助率引上げによる校舎増改築の促進。校舎屋内体育場等の基準坪数の引き上げ。
- 4 小・中学校全児童生徒に対し教科書を無償配布。
- 5 国定教科書の復活反対、民主的な教科書検定度の確立。教科書検定は教科書委員会が行ない、現場の教員が採択。
- 6 学習指導要領、教育課程の改悪反対。
- 7 小・中学校全児童生徒に対する全国一斉学力テスト反対。
- 8 学校給食の公費による完全実施と栄養士の全校配置。
- 9 養護教諭、事務職員の全校義務配置。
- 10 長期欠席、未就学児童生徒一掃のため就学保証と指導の徹底。
- 11 へき地教員住宅、児童生徒寄宿舎、スクール・バスポートの増設とへき地教員手当の完全実施。無電灯校の解消とラジオ、テレビの完備。
- 12 盲ろう、肢体不自由児など特殊教育振興のため盲ろう学校、養護学校及び養護学級の増設、充実。
- 13 教育行政の官僚化排撃と権力支配排除、教育委員の公選制復活。
- 14 校長・教頭の管理職手当及び教員の勤務評定反対教職員の彈圧排除と労働条件の改善。
- 15 「修身科」の復活反対、道徳教育は全教科、特別教育活動を通して実施。
- 16 P.T.A.のボス化排除と強制的な教育寄付行為禁止
- 二、高校・大学関係
- 1 国庫による高校の新增築と進学希望者の高校全員入学の推進。
- 2 定時制高校教育、通信教育の充実と学校給食の完全実施。
- 3 学区制、男女共学制の堅持。
- 4 理科教育振興法、産業教育振興法を改正による国庫補助率の引上げ。
- 5 理工科系学部の拡充と科学技術教育の振興。
- 6 高校、大学の施設、設備、附属研究機関の充実。
- 7 搭学制度の充実、大幅な貸与月額の引上げ実施と奨学生の拡大。学徒護養事業の強化。
- 8 大学教官の研究費、研究旅費の大幅増額と待遇改善。
- 9 大学の都市集中排除と地方大学の充実による格差。

一掃により入試地獄解消。

10 私学振興法改正による私学の民主化、国の補助の

拡大、施設、設備の充実、入学金、授業料の値上げ

阻止。過剰入学、寄付金入学の排除。

11 教員養成制度の改善、旧師範学校制度への復活反対。

12 留学生、教授の渡航、交換の簡素化による国際交流の推進。国費による東南アジア留学生の拡充。

### 三、社会教育、文化関係

1 社会教育に対する国家、政党等の不當な介入、統制の排除。

2 頽廢的な不良出版物、映画、演劇の一掃。明るい教育環境、社会環境の形成。

3 公民館、移動映画演劇、巡回文庫の普及拡充による農漁村、へき地の文化水準引き上げ。

4 国民文化会館、国立劇場、児童映画館の新設育成。

5 青年、婦人学級による生産技術、職業教育の普及。社会教育主事の民主化。

6 重要文化財、天然記念物の修理と保存の徹底。無形文化財の保護、助成。

7 明朗国民スポーツの育成振興。

## 第一〇 地方自治

歴代保守政権の下で、憲法の地方自治の規定は空文化し、中央集権化しますます強化されつつある。また地方財政は、実質的には国の統制の下に置かれている。

反動的中央集権化に反対し、地方自治を守る。地方財政を強化し、住民の福祉のための財源を確保し住民負担を軽減する。産業の適正配置と地方産業の育成を図る。

一、面一的な中央集権化に反対し、住民の平和と幸福に奉仕する民主的な自治行政の確立。

2 教育委員の公選制の復活。  
1 天下り人事行政による官僚支配を排除し、地方自治を守る。道州制、知事官選に反対。

4 新市町村建設の促進  
3 中央と地方の事務の再配分と責任の明確化によるよ財政資金の効率化。

2 国庫補助事業の補助率単価及び国庫負担率の引上げと地方負担の財源の確保。  
3 地方交付税率、たばこ消費税率をそれぞれ三〇%に引き上げる。

4 地方債の利子を三分五厘（現行六分五厘）に引き度成長」政策に基く大企業中心の計画であり、独占資

下げ、償還年限の大軒（現行の二倍まで）延伸。たは大所得者に対する課税の強化。

6 国民健康保険に対する国庫補助の引上げ。（現行二割五分を四割五分へ）

三、公営企業経費の整備充実と公共料金の値上げに反対。

1 一般会計からの繰入れ増額と公営企業債の拡大により公営企業経理の改善。

2 公営企業金融公庫を拡大し、上下水道、交通、住宅、屠場、公営賃屋などの公共融資の強化。

4 寄附金、負担金の制限措置を強化。競輪、モーターボート、オートレスの廃止。

5 消防の常備化、近代化をはかるための、消防財源の強化と組織の近代化。

6 地域経済開発（地域開発の頂参照）  
1 住民福祉を無視し、地方財政に圧迫を加える工場誘致に反対。

2 工場誘致条例による大企業に対する優遇措置は漸次とりやめ、関連施設整備のための国財政措置の強化。

3 後進地域開発に伴う公共事業に対する国庫補助金の増額。

七、地方公務員の生活の保障  
1 国家公務員にくらべ、とくに低い市町村公務員の給与格差の是正。

2 昇給昇格の停止または延伸に反対し、昇格の財源の確保と完全実施の推進。

八、市町村合併  
(1) 合併を可とする場合は少くとも次の諸条件が満たされなくてはならない。  
(2) 今後の合併はその目的が明確且つ高度のものであること。

(3) 以上の合併に当該合併市町村の共同処理方式が進められ、然る後、住民の意志が完全に一致すること。

(4) 合併計画が完全に実施されるような財政の見通しがあること。  
合併は最終的には住民の意志による。公聴会、住民投票等の手続を取ること。

## 一一 地域開発

政府自民党のいう地域開発、工場の地方分数は「高

本の要求に応えるとするものである。従つて地域開発に対する住民の要求に応じるものではない。社会党は、地域間の格差の是正、各地域における雇用の安定並びに大都市における人口及び産業の過度の集中の解消をはかり、国民経済の均衡ある発展と、健全なる自治体の育成をはかるために、次のような政策を強力に推進する。

### 一、地域経済開発に対する基本構想

- 1 大企業に対する規制と産業の計画的な再配置。
- 2 国内資源の再開発による国土の改造。
- 3 大都市集中の排除と地域雇用の安定のため都市と農村の再開発。
- 4 現在の複雑多岐にわたる国と地方の開発行政の一元化。

### 二、具体的対策

- 1 産業適正配置審議会の意見に基き総合的な産業の再配置計画の策定。

- 2 大工業地帯（京浜、中京、阪神、北九州などの四地区）においては新增設の抑制。

- 3 地方拠点工業地帯の育成。

- (1) 各ブロック毎に一又は二ヶ所程度の主要的工業中心地域をつくり大拠点工業地域とする。

- (2) 道府県内部に三・五の中拠点工業地域を設けて、大拠点と連結し、有機的に発展させる。

- (3) その他の中小都市は、主として背後地、農山漁村の資源と直結する。農林畜産加工の振興をはかる。

- 4 立地条件の整備Ⅱ大拠点開発については、国が直接責任をとり、関係地方公共団体と協力して、用地・用水・港湾・鉄道など輸送施設、などの建設を行なう。

### （二）地方工業配置についての、税制、財政措置について

- 1 地方総合開発法Ⅱ從来の地域開発促進法による地方計画、特定地域開発計画の調整。東北・九州・四国・その他の地域開発法の整理。

- 2 土地調査、地下・海底資源につき、国の組織的な調査を強化、土地の高度利用計画の策定。

- 3 開発計画には、国土総合自動車道、輸送計画、国内エネルギー開発と配分計画などを含む。

- 4 国の開発審議会の外、各地方及び計画地域毎に審議又は協議機の関設置。

### （三）都市と農村の再開発

#### 1 基本方針

- (1) 産業の適正配置を軸とする、地域雇用の安定化、新都市の建設により大都市への集中排除。
- (2) 田園都市の建設を目標に文化的な新市町村の再開発。
- (3) 地方公営企業の拡大をはかり、企業の地方公共団体所有の推進。
- (4) 共同開発。

### 2 具体的対策

#### (1) 新都市建設（ニュータウン計画）

大都市の過剰人口とその機能マヒ状態を解消するため、母都市より一定距離をおいた地域に新都市を建設する。この新都市は独立しうるよう居住地域と職場地域とを同時に備えたものとする。

イ、新都市の地点の選定は大都市より少くとも

六〇糠以上の距離であつて、国鉄新幹線、中央道路、港湾その他の交通等を考慮して選定する。

ロ、新都市の開発計画および管理については開発計画は府県が行ない、下水道、水道その他

の施工のため実施機関を設置する。

ハ、工場の受入れを行ない、大都市の人口を新都市に円滑に移動させる。

ニ、国と府県は、税減免措置等について援助を行なう。

#### (2) 市町村の再開発

大都市、新都市を除く市町村区域に実施。居住地の建設と工業開発（工業配置、新設、移転）その他の事業による雇用の安定水準を維持することが主目的。従つて、産炭地域、災害地域等経済的、自然的な著しい変動をうけた地域について特別な考慮を払う。

### （四）開発推進のための国と地方自治体の制度改革

#### 1 國土開発行政の一元化

（1）國の開発行政機構を一元化するため建設省を中心として、各省の建設部門を総合し「國土開發省」を設置する。

全國九ブロックに地方開発局を設け、地方建設局、農地事務局等の建設実施部門を統合する。

尚開発計画の策定については、各界、各地方関係労組の意見要望をとり入れる民主的審議機関を整備する。

（2）「國土開發省」には開発技術者会議をおき、関係技術研究、教育機関を強化する。また、國土開発大臣の下に、平和國土建設隊を設置し、先ず、土地資源調査隊を編成し、大規模なしから精密な土地調査を行ない、一方自衛隊漸減に応じて、逐次その施設部門を建設隊に吸収する

ものとする。

- (3) 府県は国土調査、土地利用計画及び地域計画の策定、小規模農業改良、河川、道路、港湾の管理等を担当する。

## 2 地方自治制度の改革

- (1) 国、都道府県、市町村の事務と責任の分野を明瞭に区分し、自治体の自主性を拡大する。
- (2) 基礎的自治体を育成するため、現在の市町村の再合併を通じて再編成し、その規模、能力を拡大し、自治権の伸長をはかる。
- (3) この再編成については、産業配置計画の大拠点中拠点工業地帯と照応するよう措置する。

## 3 地方制度調査会解散し、別に学者、専門家を中心とする調査機関を設け以上の方針の具体的な実施を検討させる。

## 第二二 住 宅

自民党政府の下では、単に掛声だけで住宅難は一向に解消の方向は見出されないばかりか、とくに最近の建設資材、宅地の価格の値上がりは異常な様相を示し、反って住宅難に抽矢がかけられている。社会党は、当面する住宅難の解消を五ヵ年間で完遂し、一世帯・一人住宅・一人一寝室の文化的住生活の実現のために次の諸政策を目標として努力する。

- 1 三百万戸の不足戸数を解消するため、年間七〇万户以上の住宅建設。
- 2 勤労者用公営低家賃のアパートを年間二〇万戸以上建設。
- 3 現在の公営住宅等一種第二種住宅の区分を廃止し入居の機会を均等にする。
- 4 大都市には高層併存公営住宅（下駄バキ住宅）の建設。

## 5 中小企業労働者のための産業住宅建設、農村住宅改善のため、各種年金の長期低利融資を大幅に増額

- 6 不良住宅地区に居住者全員収宿の低家賃アパートを建設、スマム街の一掃。
- 7 住宅団地に託児所、遊園地、電話施設等の附帯施設を併置。
- 8 各種年金積立金、簡易郵便保険金の長期低利の還元融資による住宅資金の貸付け。
- 9 公庫住宅、分譲住宅等の頭金制度の廃止。
- 10 賃貸住宅の家賃は、入居者の収入の一割以下とする。
- 11 地代家賃統制令の撤廃、絶対反対。
- 12 地代、家賃の値上がりを抑え、値下げをはかる。
- 13 建設資材の計画的生産ならびに建築方式の改善合理化により建設コストの引下げ。

- 14 「宅地法」を制定し、宅地開当公社による積極的な宅地造成、宅地取引秩序の正常化を進め、宅地需要の緩和と地価抑制をはかる。

## 第一三 科学技術

- (1) 科学技術教育の積極的な振興をはかり、総合的な科学技術研究体制を確立する。さらに原子力の開発利用について、平和利用目的と自主、民主、公開の三原則を堅持して推進し、国際原子力機構を強化する。
- (2) 基礎、応用科学技術教育の振興と、研究機関の強化。理工系奨学制度の拡充。
- (3) 中小企業の技術向上をはかるため中小企業協同組合研究機関の設立。

## 4 科学技術の綜合研究体制の確立、国立綜合研究所の設立。

- 5 原子力産業の自主性確保と原子力技術の国産化推進、核燃料資源の国内開発促進。
- 6 ヒモつき原子力動力協定の改正、国際原子力機構の強化。
- 7 アジア原子力平和利用国際会議の開催とアジア原子力平和利用機関の設立。
- 8 アイソトープ生産の促進、応用技術の振興。
- 9 原子炉廃棄物の化学処理体制の整備強化、放射線防護体制の確立。

## 第一四 青年・婦人・老人対策

わが国の将来を担う青年には希望を与え、わが国過去を築いて来た老人には明るい想いを保証し、また婦人に対しては、その社会的地位を向上させ、男女同権を名実共に実現する。

### 青年・婦人政策

- (イ) 青年政策
- 1 一五歳、全国一律八、〇〇〇円の最低賃金法の制定、一律大幅賃上げによる同一労働・同一賃金
  - 2 技術革新とともになう職業技術教育、職業訓練施設の拡充・強化。
  - 3 年少労働者に対する労働基準法の完全適用。
  - 4 青年学級の拡充。社会教育主事の民主化。
  - 5 健全な文化娯楽施設の確保。ユースホーステルの増設。明朗国民スポーツの育成振興。
- (ロ) 婦人政策
- 1 男女同一労働同一賃金の確立。
  - 2 婦人労働者に対する労働基準法の完全実施。産休、生理休暇の完全実施。
  - 3 保育所など、母子福祉施設の拡充強化。妊娠婦

および乳児に対する牛乳の無償配給。

- 4 母子福祉年金の増額（月額三千円）。児童手当の支給。

- 5 健保・国保の出産手当金、保育手当金を義務制度とし、増額。

- 6 婦人学級の拡充。

#### (b) 老人政策

- 1 老人福祉年金の大幅改善。支給開始年令を六〇歳とし、支給額を六〇歳千円、六五歳二千円、七〇歳より三千円とする。

- 2 有料、無料の老人ホームの増設。

#### 第一五 道路交通

現在の道路交通混乱の根本的な原因是、道路と自動車交通の異状なアンバランスと、交通行政を担当する機関がバラバラで一元的な総合交通行政が行なわれないところによる。

道路交通のこの基本問題を解決するために、先づ、総合的な交通政策を樹立せしめ、交通関係行政機関を一元化して、能率的な総合対策を実施する。

同時に、大都市交通の異状な混乱を解決するため大都市における人口集中を抑制するための産業と人口の再配置の国土計画、都市計画を実施すること、国道から、地方道までの道路と橋の改修、立体交差、国土縦貫自動車の建設、大都市の地下鉄、高速道路の建設などを促進する。また、道路交通法を抜本的に改正して道路交通事故に対する処分の根本的改革をはかるべきである。

具体的には次の対策を重点として、その早急な実施をはかる。

#### 一、都市交通

都市交通の円滑化については、大衆輸送、公共輸送優先の原則として、通勤、通学、生活必需品輸送を確保する。

- 1 大規模な大型自動車ターミナルの建設。

- 2 道路占用工事の調整改善。

- 3 公有地活用の大額な公有駐車場の設置と、大都市内の大幅な駐車禁止地帯の拡大。

- 4 ビル、ホテル、劇場等の駐車場義務設置。

- 5 大都市交通機関相互間の共通乗車券、同一運賃帯の実施。

- 6 大都市一定区間の路線別、車種別、時間帯規制などの実施。

#### 二、交通安全

人生尊重の基本的立場から道路交通の安全性を高める措置を強力に実施する。

- 1 道路条件と不適合な大型車両運行の路線ごと規

制。

- 2 自家用自動車所有者の車庫及び常置場所の義務設置。

- 3 街灯の整備促進、道路照明の完備。

- 4 道路保安設備の完備、標識、信号附近のまぎらわしきネオン・看板・公告等の規制。

- 5 事故防止対策として、ナンバーの特別標示措置の実施。

- 6 交通事故犠牲者に対する補償制度の充実。

- 1 道路交通労働者の実転時間の短縮、ノルマ賃金や歩合制賃金の廃止と福祉施設の充実。

- 2 交通教育の徹底、とくに児童に対する交通教育の徹底。

- 3 交通法令と安全教育の周知徹底、事故経験者に対する再教習の義務制強化。

#### 第一六 社会

##### ○宗 教

- 1 信教の自由の擁護。法を無視する暴力的布教反対無宗教の自由確保。

- 2 国家と宗教との分離厳守。国家神道の復活反対。靖国神社への国家補助反対。

##### ○部落解放

- 1 未解放部落民の多い地区に職業訓練所の大量設置訓練手当、別居手当、就職支度金の支給。新規卒業者の雇用確保のため、求人開拓の費用の計上。

- 2 社会保障の拡大と、授産所、診療所、保育社等の生活環境改善予算の大幅増額。

- 3 差別を排除する教育の画期的推進と権力にまきこまれない社会教育の確立。育英事業の拡大。

- 4 差別と分裂を助長するモデル地区方式に絶対反対各省間のセクトを排し、総括的な施策の確立。

#### ○ 麻薬

##### 一、麻薬取締強化

- (1) 麻薬取締り機構の一本化、機関運営の円滑化。

- (2) 麻薬対策予算の増額国取締職員、海外駐留員の大幅増員。

- (1) 麻薬取締法等関連法規違反者とくに麻薬提供者（資金の援助、提供も含む）に対する刑罰の引き上げ。

- (2) 関係都道府県に、麻薬中毒相談員を置き、麻薬に関する相談、指導に当らせる。

- (3) 日本国籍外のものに対する取締り権限の拡大。

- (4) 麻薬中毒者の強制入所、治療に専念させる。

四、すべての麻薬取扱者の業務所、麻薬診療施設及び  
麻薬調剤施設に、麻薬管理者の置置。

五、国際麻薬單一約の早期批准と相まって、関係国

六、暴力団その他麻薬の秘密取扱い組織の徹底的取締り。

## 焦 点

### 一、経済政策の転換を要求する（一九六一・四・三〇）

池田内閣は、わが党の再々の警告や提案を無視して、独占資本中心の、しかも資本主義社会では明らかに無謀と思はれる、極めて急速な、高度成長政策をとつてきたが、その破綻はもはや覆うべからざるものとなってきた。

膨大な蓄積外貨の喰いつぶしと、依然として見透し困難な国際収支の赤字、国民生活を圧迫し、貯蓄と経済成長を不可能にするような物価と料金の値上り、都市と農村、大企業と中小企業、資本家と労働者等、地域的、階級的にみた所得格差の著しい拡大、そして拡張された設備がようやく完成しつつあるこの段階で、依然として設備投資は劣へず、やがて過剰生産の危険すら予想される事実は、正に日本経済の危機を思はせるものがある。

かかるに、池田内閣はその公約であつた「所得倍増」計画が破綻した事実が暴露することを怖れてか、自民党内閣の内部的対立が激化し、政治的危機を招くことを回避するためか、あるいはまたくるべき参院選挙に致命的打撃を蒙ることを怖れての党略的意図によつてか、日本経済が目下当面している危機の実体を、ことさら隠しておき、ひたすら楽観的宣伝に終始して必要な措置の断行を怠つていることは極めて遺憾である。

藤山経済企画庁長官の発言も、三十七年度予算が国会で審議されている間でこそ、その意義もあつたであろうが、今日に至つては自民党内における派閥抗争の一手段とも思はれ、これのために、池田内閣が自らの非を改ため、思い切った政策転換へ踏み切る契機とはなりえない。深刻な事実を明らかにせず、徒然に楽観ムードをまき散らすことは、真に国民の協力を得る所以ではなく、また一日その施策を遅らすことには、それに倍する矛盾を拡大することであり、

国家及び国民に必要以上の犠牲と苦痛を強いることになる。

よつて政府は自らの責任を明らかにすると同時に、須く、日本経済が目下当面している深刻な危機の実体を国民に訴え、次の如き政策基調の転換と必要な措置を断行して、ます経済の安定を図るべきである。

一、この際、国際収支の逆調に対して、明確な国内体制を整えることがなによりもまず大切なることであるが、そのためには、ごまかしの「所得倍増」ムードを一掃し、本年度経済成長目標を3%以下に引き下げ、一連の経済基調を根本的に修正する。

二、まず、政府自らが、三十七年度予算と財政投融资の明確な繰り延べ措置をとり、次期臨時国会において減税を行なう。しかして権威ある資金委員会を設置して、民間設備投資を抑制する。

三、昨春來、金利政策が証券業界などに制約され、断力性を失い、政治的に過ぎた嫌いがある。預金々利引上げを含む、金利政策の是正を行なう。

四、引き締め政策から当然起つてくる、中小企業、農業、及び労働者に対するしわよせをあらかじめ防止するために、万全の施策をとる

五、鉄鋼の公販価格を引き下げかつ安定させることを始めとして、独占価格や管理価格の引き下げを行ない、政府が予定している私鉄ならびに電力の料金値上げは絶対に中止する。

六、アメリカの輸入制限措置の全面的撤廃を求め、対米貿易の逆調をすみやかに是正する。

しかししてこの際中国との政府間貿易協定を締結する。

七、経済の安定をうるまで、貿易の自由化を延期する。

内法の整備。

八、なお政府は、参院選挙を前にして、旧地主補償にみられるごとく、党利党略政策をもつて、日本の財政負担はもちろん、経済の混迷を一層助長するがごとき態度にすることは厳に慎しまねばならない。むしろ以上の一般的政策と同時に、目下急速な解決が要求されている、部分的ではあるがきわめて重要な、たとえば、石炭産業をふくむエネルギー産業、農出赤字に悩んでいる硫安工業、慢性的不況に陥入っている海運業などにたいする対策をこの際確立することが絶対に必要である。もとより以上によつて、日本経済の最終的安定が期せられるわけではない。それは、政府の

誤った政策によって日本経済が陥入っている深刻な矛盾をこの際打開するための最少限度の緊急対策に過ぎない。根本的には、日本経済をただんにアメリカ経済に結びつける安易な態度ではなく、EECはもちろん、ソ連のシベリア開発、中国の経済建設などの国際情勢の変化を広くとりいれた中で、日本経済の自主的な地位を確立すると同時に、日本経済の二重構造を考慮して、底下げにむしろ重点を置いた、構造的改革の政策が重視されるべきである。政府はこうしたあらたな観点に立つた眞の安定的拡大の政策をきたるべき通常国会に提出するよういまから準備する必要がある。

## 二、経済閣僚懇談会の「統一見解」について（一九六一・五・二二）

——河上委員長談話——

一、景気調整政策をめぐる池田内閣の中の意見対立は、五月一七日、藤山経済企画庁長官が政治的に妥協してもよい、といい、しかも、その妥協案の大筋まで明らかにしたことによつて、一応ケリがつく見通しがすでに明らかとなっていた。しかし、このような「政治的妥協」は、参議院選挙を控えての一時逃れの方便に過ぎず、問題の根本的解決となるものではない。社会党は、すでに数回にわたつて現段階においてるべき経済政策の大綱を示したが、こんどの「統一見解」には、それはまったく無視されており、したがつて、勤労大衆の生活を安定させる方策は、そのへんりんもみることもできない。

一、過去一〇年間、わが国の経済は、四年ごとに一回、計三回の景気後退を経験しているがそれに共通する現象は、設備投資の過熱が、国際收支の赤字を引越し、それを防ぐために金融引締めを強行した。ということである。昨年九月から始まつた「景気調整」もこの例でなく、しかもこんどの場合は、国際收支の赤字のほかに、物価値上がりが伴つており、したがつて、国民の受けれるシワ寄せは、前二回に比べて、一層深刻となつてゐる。これだけ同じことをくり返し経験したのだから、自民党政府も、少しは賢明な方策を考えつくよ

うになつたかと期待したのに、でてきたものは、前二回と同じ内容のもので、これではわが国経済の体質は、全然改善される見込みがない。

一、政府の最も大きな誤りは、現段階での経済政策を「景気調整」としてのみ唱え、「所得倍増」政策の失敗を率直に認めず、したがつて、わが国経済の二重構造のは正や向米一辺倒の貿易構造の改革など、経済政策の根本的転換を行なおうとしないところにある。したがつて、政府の発表した「統一見解」は、相も变らぬ金融引締め—消費抑制—輸出振興という政策で貫かれており、勤労大衆へのシワ寄せが、その基調をなしている。

一、今まで数字をもてあそんで、しきりに、「高度成長」を宣伝した池田内閣が、こんどは、数字にこだわらぬといいだしたが、これは、現段階で、「統一見解」に基づく「経済見通し」の数字をだせば、今までの「見通し」とあまりも外れてしまうことが明らかになるからである。しかし、これでは、「統一見解」はまったくの作文に終り、具体的な指標を持った政策とはならない。政府は、すみやかに、「経済見通し」を発表し、今後の政策の具体的な内容を明らかにすべきだ。

一、現在、過剰生産の様相は、次第に深刻化し

ており、鉄鋼、織維などを始めとして、一連の産業では、操短が行なわれている。これは四年越しの無計画で巨大な設備投資の当然の結果であり、積極的な国内市場拡大の政策がとられない限り、この傾向をくい止めることは困難である。しかし、政府は、消費抑制を狙い、日経連は、賃金ストップを提倡している有様であるから、このままでは、操短は一層強化される外はない。

一、政府は、依然として十月からの九〇%自由化実施を前提としており、貿易収支の赤字は外貨借款で埋めるというやり方で、国際收支の危機の実態をごまかそうとしている。しかし、現在のわが国の貿易構造の歪みを根本的に是正することなしに、輸出の増大は期待できない。日中貿易の一つ取り上げてみても、延び払いの実施というような簡単なことでも

三、物価問題について自民党の見解に反論する  
(一九六二・六・八)

現在、物価問題は、こんどの参議院選挙の重要な争点の一つとなつてゐるが、これは、当然のことである。池田内閣成立以来の公共料金の値上げを表にしてみると、次のようになる。

国鉄	三六年四月	二円四〇一~二円七五(キロ当り)
(私鉄)	一四五%の値上げ申請中	一四・六% 貨物は一五%
都電	三六年一二月	一三円一~一五円
郵便	三六年六月	書留 三五円~四〇円 速達 二五円~三〇円
電気	三六年八月	一三・七% (東京電力)
水道	三六年八月	一二% (東京都)

また、自民党政権は、「高度成長」政策の初年度において、消費者物価の値上がりを一・一%と見込んでいたのであるが、現実には、本年三月現在で、一〇・九%にも達している。したがつて、本年度の物価上昇を二・八%におさえるという政府の「経済見通し」にたいしては、政

政府内部でモタついているようなことで、どうして輸出をのばすことができようか。

一、国民が最も重大な関心を持つてゐる物価安定対策について、「統一見解」は、まったくお座なりのことをいつてゐるに過ぎない。これは、参議院選挙を控えて、私鉄運賃を始めとする公共料金の値上げを認めることは、自民党に都合が悪いので、これを選挙後にくりのべるための煙幕である。現に藤山長官自身五月一八日、大阪で、私鉄・新聞・電力などは、早く値上げを認めるべきだ、と述べている。政府は、この選挙を通じ、選挙前はもちろん、選挙後も公共料金の値上げは認めないとを、天下に公約し、池田内閣でも、一つ位はマシなことをする、と国民にいつてもらつたらどうか。

府部内でさえ、信用するものがいない有様である。

このような情勢の下で、自民党は、池田値上げ内閣にたいする国民の不満をそらそうとして物価問題について、しきりに弁解を試みている。その議論の中を一貫して流れるものは「物価値上りは、国民に責任がある」という池田首相の言葉に、最も端的に表現されている。社会党は、ここに、自民党が持ちだした議論のうち主要な論点を選び、これに反論を加え、選挙の争点の内容を、国民の前に明かにする。

自民党的論点の第一は労働者の賃上げが物価高を招ねてゐる原因であるというものである。第二は、「所得が上がれば物価も上がる」というのが経済の原則であるから、最近の物価値上りは問題とするにあたらないというものである。第三は、サービス料金の値上がりはむしろ当然であるというものである。

以下、これらの諸点について、社会党の見解を述べてみよう。

(一) 「労働者が賃上げするから物価が上がる」のか。

わが国には、月給一円以下の労働者が八〇〇万人も存在すること、および一、〇〇〇万人に達する潜在失業者が存在する。ところが、池田内閣の「高度成長」政策によって、労働市場における若年労働者の不足が、初任給の引き上げとなつてあらわれている。また中小企業における人手不足は、中小企業労働者の名目賃金を引き上げたことは事実である。そこで、自民党は、この名目賃金の上昇と自らの政策の失敗による物価値上りとを結びつけることによつて、物価値上りの責任を労働者に転嫁しようとしている。しかし、わが国のような労働経済の現状においては、賃上げが物価にはね返るというようなことはありえない。そのことを、政府統計によつて明らかにしよう。

池田首相は、先の三党首討論会において、賃金が生産性を上廻まわつてゐるから、これが物価高の原因であるというように放言している。しかし、昭和三〇年以降七年間のどのような統計によつても、三三年を除いては、賃金が生産性を上廻まわつたという事実はないのである。しかも、三三年の場合には、不況のため、かつてないほどの操業短縮が行なわれた結果、生産性が鈍化したものであつてこれは、労働者の責任ではない。昨年度においては、生産性一五八・六に対し、賃金は一五〇・二にすぎないことが明らかにされてゐる。

また、日銀の「主要企業経営分析」によると、附加価値構成に占める人件費（賃金）の割合は、三〇年下期四八・三%にたいして三六年上期には三八・八%と約一〇%も低下していることを明らかにしている。ところが一方では、附加価値構成の資本費の中に占める減価償却費は、年間三〇%にも見込まれており、大企業の設備投資は、三年間でモトをとるよう仕組まれてゐるのである。また、賃金コストについてみると昭和三〇年の労働生産性、賃金、賃金コストを各々一〇〇とした場合に、三五年には、労働生産性は一四三・三に達するのであり、これにたいして賃金は一三四・三となり、その結果賃金コストは九三七と約一割低下を示してゐるのである。

以上、すべて政府統計によつてみてきたことからも明らかなように、附加価値生産中の労働者の取り分、つまり賃金は相対的に減少してきているのである。このことは、資本家がいかに多くの利潤蓄積、資本蓄積を行なつてゐるかとの証左にほかならないのである。たとえば、企業利潤率の推移をみると三〇年の六・八七にたいして三五年には七・六五と年々増加の一途をたどつてゐることからも明らかであろう。もともと生産性が上昇すれば、その上昇分については、賃金や価格の引き下げおよび社内留保に適正に配分されるべきものである。ところが現実には生産性が上がつても資本蓄積（社内留保）のみが行なわれて、賃上げや価格の引下げにはほとんど配分されていないのが実情である。

このことは、政府の「経済白書」でも三一年上期にくらべて三五年上期の製造業全体として、価格は少くとも三・一%引き下げることが可能であると指摘している。もつと具体的にいえば、テレビ、電気冷蔵庫などの電気機器製品では、一二・二%の価格引き下げができるにもかかわらず実際には逆に三%の値上がりがしてゐる。また自動車については、一六%引き下げられるのに現実には八・七%の引き下げにすぎないといった状況が明らかにされている。また輸入原材料についてみると、昭和三二の輸入価格指数を一〇〇とした場合、三五年には八五・〇と大巾の値下りを示してゐるのであるが、これが物価の引き下げという形で現われず、もっぱら、利潤として吸い上げられている。

以上、自民党政府自身が発表した数字は、なにを物語るか。それは物価値上りの真犯人は、賃金ではなくて、大企業の利潤であることを端的に物語つてゐる。

「所得が上がれば、物価が上がるのが当然、物価値上りは意とするに足らぬ」か

賃金や所得の上昇が、物価値上りを伴わずには、物価値上りが、自民党のいうように、はたして問題とするに足らない程度のものかどうかを明らかにしよう。

労働者の賃金は、たしかに、年々名目的に

は上昇している。しかし問題は、今日当面している物価値上がりが、大衆の生活にどのように影響しているかということである。消費者物価は昨年の十二月で対年度比八・八%の値上がりをみせたのだが、その内訳をみると、野菜の二三・六%をはじめとして、住宅修繕費の一五・七%，魚介類の一三・八%，実賃地代の一〇・四%というような大巾な値上がりがみられる。ところが、これらの物価は生活必需品であるから、その値上がりの影響は、平均所得の低い低所得階層ほど深刻にひびいている。たとえば、この物価値上がりが月収一万六千円一二万四千円の世帯と六万四千円一七万二千円の世帯とでは、どのように影響の度合が異なるかというと、低所得世帯にたいする影響は、高所得世帯のそれの二倍に達する。

したがって、平均の数字としては、所得が若干増加したにしても、それに伴つて物価値上がりがはなはだしければ、低所得者階層はかえつて生活が苦しくなる。しかも、近年の所得の伸びをみると、高所得者層ほど平均所得の伸び率を上廻まわっているのに、低所得者層の伸びは相変わらず平均にも達しないのである。

さらに、もっと具体的にみてみよう。物価上昇が所得の程度による影響度について、政府の発言した「国民生活白書」では、実收入による五分位の分類を試みているが、これによると、五分位階層中最も低い第一分位階層（一万四千円）では、その支出増加中の四三・九%が食料品の価格上昇によるものとなつてゐる。また、住居費、光熱費の上昇は、低所得階層ほど高くなつてゐる。たとえば、低所得層ほど借家世帯が多いのであるが、この層における支出増加のうち、住居費の占める割合は、一七・一%にも達している。ところが、高所得者層つまり第五分位（七万六千円）に属する階層では、支出増加の四七・七%は雑費の値上がりによるものであつて、食料費の影響は二九・三%，住居費の影響は一三・四%にすぎない。

このようにみると、所得格差が拡大する一方、消費面においても物価上昇の影響で

は低所得者層ほど被害が大きく生活水準の格差がますます拡大してきているのである。

これらの数字は、「所得倍増」政策といふものが、かつて、「貧乏人は麦を食え」といふた池田首相の言葉をそのまま忠実に実行する政策であることを、如実に示している。

### (三) 「サービス料金の値上がりは当然か。」

自民党から発行されている「物価と国民生活」によると、最近のサービス料金の値上がりは、大企業労働者の大巾賃上げに刺激された、中小企業の人事費高に原因があると強調している。

この議論は、物価値上り問題の本質から国民の眼をそらし、中小企業と一般消費者とを対立させて、物価値上りの根源である公共料金と独占物価との攻撃をそらすことを狙つてゐる。

サービス業で働いている労働者が低賃金と過重労働に長い間苦しめられていたことは、衆知の事実であり、だからこそ社会党は、早くから、最低賃金制の確立と家内労働法の制定とを要求してきた。しかし、現在なお、自民党政府は、最低賃金制においては、業者間協定方式を温存し、また家内労働法の制定を拒否している。さらに、中小企業の経営の近代化のための一連の施策を実施せず、中小企業への不況のシワ寄せ大企業の系列化の進行を放置している。

社会党も、サービス業の料金引上げが、そこに働く労働者の賃上げと労働条件の改善とをもたらすならば、これにあえて反対するものではない。しかし、そのことは、サービス業の料金引上げを余儀なくさせる電力、ガス、水道など公共料金の引上げをも断じて是認するものではない。さらにまた、大企業向けの電力料金が、一般家庭用の電灯料金の三分の一足らずに過ぎない例によつても明らかに通じるものではない。さらにまた、大企業に有利に組まれてゐる事実を強く指摘しないわけにはいかない。したがつて社会党としてはサービス業が、労働者の待遇を改善しつつ、しかも、それが料金にハネ返らなくて済むようには、公共料金、独占物価を引下げるべきでありまた、それは十分可能であると主張する。

最後に、一言付加えた。

物価値上げで、これだけ国民の不満が起つて、池田首相は、なお、平然として、電力、私鉄、国立大学授業料の値上げが必要であると説いているが、これは、無責任もはなはだしい態度といわざるをえない。社

## 申し入れ

### 一、申入書

(ラオスへの米軍出動について)

一、ラオス情勢の激変に伴い、ケネディ米大統領が、極東にある米軍に出動命令を下したことは、わが国民に重大な関心と憂慮とをまき起しているが、五月一五日、アメリカ国防総省スポーツマンが、日本本土にあるアメリカ空軍の一部がタイに派遣されていると明したことは、国民の心配していることが、事実となつて現われたことを物語っている。

政府は、わが国がラオスの紛争にまき込まれることを避け、国民の不安をなくすために至急左の措置をとるべきである。

一、日米安保協議委員会の開催をただちに

右申入れる。

一九六二年五月一六日

内閣総理大臣 池田勇人殿  
日本社会党

## 政 策

### 一、予算委員会の審議方針について (一九三七・四・二五)

#### 一、従来までの批判

一、政府は予算編成権を楯に、予算委員会の開会以前に、与党との接衝、さらに圧力団体との交渉を強化し、事実上予算を確定させ、枠を固めてしまっている。

二、そのために、国会にたいする予算案の提出が遅れ、財政法第二七条の前年度一二月中に予算案を国会に提出することが出来ていない三、これがため、提出のおくれた予算案を、参議院での自然成立を目指とした期日から逆算して審議日程を組むために、資料検討の時間がなく、審議が充分につくせず、国会の正常化ははたされていない。

#### 二、運営改革案

##### 一、予算審議の前提が綱

- ① 財政法第二七条の原則にしたがつて予算案は一二月中に国会に提出する。
- ② 政府の予算編成方針及び予算大綱がきまつたとき、一一月中に予算委員会を開会する。
- ③ 各種事業年度の(政府決定の肥料会計年

会党は、こんどの選挙で、大きな勝利を占め憲法を守る議席が同時に、物価をおさえ、暮しを守る議席であることを国民の前に示し、池田値上げ内閣打倒への第一歩を踏出す決意を固めている。



### 三、臨時法令整備調査会設置法案（一九六二・四・三〇）

#### (目的及び設置)

第一条 法令の整備により一層法体系の明確化を期するとともにさらに遵法精神の向上に資するため、総理府に、附屬機関として、臨時法令整備調査会（以下「調査会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二条 調査会は、法令または法令の規定について検討を加え、次の各号に掲げるものに該当するかどうかを調査審議する。

- 1 効力を失っていると認められるもの
- 2 実効性が乏しくまたは必要性が少ないも認められるもの
- 3 実情に合わないと認められるもの
- 4 適用関係が複雑になっていると認められるものまたは明確でないと認められるもの
- 5 罰則が均衡を失していると認められるもの

2 調査会は、前項各号に掲げるものに該当する法令または法令の規定の整備について、内閣総理大臣もしくは関係各大臣に意見を述べまたは内閣総理大臣の諮問に答申する。

3 調査会は、前項の意見または答申を、内閣総理大臣から国会その他の関係機関に報告するように、内閣総理大臣に申し出ることができる。

第三条 調査会は、委員十五人以内で組織する  
2 委員は、法制に関し学識経験を有する者の  
中から内閣総理大臣が任命する。  
3 委員は、非常勤とする。

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。  
2 会長は、会務を総理する。  
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。  
(専門調査員)

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員三十人以内を置くことができ  
る。

#### 2 専門調査員は、学職経験のある者の中から内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門調査員は、非常勤とする。

#### (資料の提出等の要求)

第六条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは関係機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (事務局)

第七条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を処理する。

#### (委任規定)

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (附則)

##### (施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年月日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中町名地番制度審議会の項の次に次のように加える。  

臨時法令整備調査会	臨時法令整備調査会設置法（昭和三十六年法律第号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-----------	---

第二十三条中「三千四百八十人」を「三千四百八十五人」に改める。

#### (この法律の失効)

3 この法律は、昭和三十九年月日限り、その效力を失う。

## 四、都市・農村再開発法要綱

(一九六二・四・三〇)

### 一、目的

産業の適正配置を軸にして、新都市の建設により大都市への産業、文化、人口の過度集中を排除すると共に、地方都市、町村の再開発を行ない、もって、都市と町村の地域格差の是正をはかる。

### 二、過大都市の抑制と新都市建設

#### (一) 過大都市の抑制

- 1 既存の過大都市ならびに将来大都市に発展する都市については、住居、工場、教育文化機関の濫立に法的制限を加え、都市としての機能が發揮できるよう、国が計画的に立地条件の整備を行なう。
- 2 人口五〇万以上の市は特別市とし、自治権を拡充する。

#### (二) 新都市の建設

- 1 大都市の過剰人口とその機能の麻痺状態を解消するため、母都市より六〇糪以上のおいた地域で、国鉄新幹線、中央道路、港湾その他の交通等を考慮して新都市建設の地点を選定する。
- 2 新都市は、居住地域と職場地域と同時に兼ね備えた型態のものとする。

### 三、地方都市と町村の再開発

- 1 地方開発公社ならびに公営企業の拡充によって、都市的施設の整備拡充を行なう。
- 2 共同処理のため、現行の一部事務組合および公営企業を拡大強化し、法的権限を与える。

- 3 農村地域の生活近代化のため、住宅の改善、部落集団化計画を推進し、交通・通信・電気・水道・教育・文化・社会福祉など

の諸施設の拡充を行ない、都市・農村の文化的差別を解消する。

(四) 農村工業を振興するため、中小都市を中心として、後背地の農村畜産物の加工工場を育成する。この主体は農協と市町村を出資者とする農産（畜産）公社とする。

### 四、公社の設立

- 1 新都市建設のために、新都市建設公社を設置する。

- 2 都市施設（上下水道、住宅建設等）を充実させるため、地方公共団体に地方開発公社を設置することができる。既存の公社はこの公社に整理統合し、国および地方自治体の管理監督を強化する。なお、産業と雇用の再配置法にもとづく公社もこれに含むものとする。

### 五、地方公営企業の拡大

- 1 産業配置の方針に応じない企業で、雇用安定上必要な産業、2 農産物加工業、3 バス事業、空港事業、4 ガス事業、5 公営葬儀、公営家政婦、公営結婚その他のサービス業、6 保険事業、7 その他現行の水道軌道、公営質屋、市場屠場等の拡充

なお、公営企業を拡充するため、地方債の起債の自由化をはかる。

### 六、国と都道府県の任務

- 1 都市・農村再開発事業に対しては、特別に国庫補助ならびに税の減免措置を講ずる
- 2 交通の一元的な統合をはかる。さし当たり國鉄・私鉄・私営バス・公営バス・地下鉄・海運・航空等の事業運営の連帯化、統合化を推進する。

## 五、宅地総合対策要綱

(一九三七・五・一三)

### 前文

一般地価、就中宅地価格の異常なる高騰は国民の大部分に、自力住宅建設の希望を失わせるのみならず、国や公共団体等による宅地造成や住宅建設をも非常に困難にしている。

- 1 加えて鉄道、道路、学校等の公共事業は地価の高騰に伴い予算単価による建設は不可能となつて事業は停滞し社会資本の充実は益々立ち遅れおり、このことは都市集中排除、交通難対策等の致命傷ともなつてゐる。

三 しかるに一方土地の買占め、ブローカーの横行等不労所得に依存する傾向は勤労意欲の低下をもたらすのみである。

#### 四 土地価格の不合理な高騰は、農産物、工業製品等の物価の値上りの原因となつて国際競争力を弱めるばかりでなく、担保力の高騰に基づく信用力の膨張、通貨の増發をきたし信

用インフレを招いていることはやがてわが国経済の根幹を搖すぶる危険を包蔵するものである。

#### 五 右のごとく大多数の国民が住宅になやみ、

物価、税金のはね返りに苦しめられており、また、国家経済の根本問題である地価、の不合理な高騰は社会正義の見地からも緊急に是正されなければならない。

六 本来土地はその国民が祖先より受け永く子孫のために高度に活用すべき国民共有の資産であつて、限られた尊い国土を合理的に開発、利用、管理することもまた、国民共同の責務である。

土地所有権はその限度において許されたるべき理念を明白にすると共に、國は周密なる國土調査を行ないその利用区分を定め、総合的に国土の利用、保全、開発、管理を行なうため土地所有者に協力せしむべきである。

七 このため土地基本法の制定を必要とするが當面、緊急を要する宅地造成を円滑にすると共に宅地価格の高騰を抑制することを通じて地価抑制に資する目的を以て以下の立法措置及び必要な施策を行なうものとする。

#### 基本方針

宅地の需給の不均衡を是正し、地価の高騰を抑制するため、次に従つて、良好な宅地を大規模に開発造成してこれを供給し、かつ、宅地取引の基準となるべき標準価格を設定し、その流通を適正円滑にするとともに、税制上その他の必要な施策を講じ、もつて国民大衆の生活の安定向上を図るものとする。

#### 第一 宅地供給対策

宅地の需給の不均衡を是正するため、次に従い、宅地供給計画を策定するとともに、良好な宅地の大規模な開発造成を行ない、その造成された宅地を安価に貸付け、または公営の住宅の敷地として利用し、その他国有地の解

放、大規模な土地の取得の制限等について必要な措置を講ずる。

#### 一 宅地供給計画の樹立

1 政府は、宅地の利用状況、宅地の開発の可能性等について、基本調査を早急に実施し、さらに今後定期的にこの調査を行なう。2 政府は、右の基本調査の結果に基づき、かつ、宅地審議会の意見をきいて、宅地についての長期の供給計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けるものとする。

#### 二 宅地の開発造成

1 政府は、都道府県知事の申請に基づき、宅地の開発造成を行なう必要のある地域を

宅地審議会の意見をきいて、宅地開発区域として指定する。都道府県知事の申請がない場合でも、政府は、必要があるときは、宅地開発区域を指定することができる。

2 政府は、宅地開発区域を指定した場合においては、当該宅地開発区域内における公共施設の設置、土地の用途区分等について総合的な計画を決定する。

#### 3 宅地開発区域内の土地について、次の措置を講ずる。

(1) 宅地開発区域内の土地の所有者が土地を譲歩しようとする場合においては、国、地方公共団体その他政令で定める者がこれを先買することができる。

(2) 宅地開発区域内において農地を宅地に転用する場合は、農地法の規定による許可を要しない。

(3) 国、地方公共団体その他政令で定める者は、宅地の開発造成を行なうため、宅地開発区域内の土地等を収用することができる。

(4) 宅地開発区域内において造成された宅地は、みずから住宅を建設する者に安価に貸付け及び譲渡をし、または国、地方公共団体その他政令で定める者が建設する賃貸住宅の敷地として利用する。

#### 三 国有地・公有地の解放

1 国は、地方公共団体の申出に基づき、かつ、宅地審議会の意見をきいて、国有の未利用地等を宅地として活用または解放するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は積極的にその所有地の活用を計るよう措置すること。

#### 四 大規模な土地の取得の規制

宅地開発区域外において、一定以上の大規模の土地を取得しようとする者は、政府の許可を受けなければならないものとする。

#### 五 国の財政措置

国は、みずから宅地の取得、開発造成を行なうとともに、地方公共団体その他政令で定める者が行なう宅地の取得、開発造成のための資金については、大幅の財政的援助を行なうものとする。

#### 第二 宅地の標準価格の設定

宅地価格を抑制するため、次に従い、宅地取引の基準となるべき標準価格を設定し、あわせて土地鑑定人制度を設置する。

##### 一 標準価格の設定

1 政府は、宅地審議会の意見をきいて、宅地の評価の基準を定める。

2 市町村長は、土地鑑定人の評価に基づき当該市町村の区域内の宅地について、標準価格を定め、これを公示しなければならない。

##### 二 土地鑑定人制度

1 宅地その他土地の評価を適正に行なわせるため、土地鑑定人制度を設ける。

2 土地鑑定人の資格、業務等については、別に定める。

#### 第三 宅地取引の秩序維持に関する調査措置

標準価格を維持し、宅地取引が円滑かつ適正に行なわれるようにするため、次に従い、公営あつせん機関の設置等の措置を講ずる。

1 宅地取引に関する公営あつせん機関の設置

宅地の需給の不均衡の著しい市町村には、地あつせん所（仮称）を設ける。

2 宅地あつせん所は、無料で、宅地の売買賃貸借等のあつせんを行なう。

##### 二 宅地建物取引業者に対する監督

宅地建物取引業者に対する指導監督を強化するものとする。

3 宅地の譲渡の届け出及び許可  
宅地の譲渡が行なわれた場合には、当事者は市町村に対し、その取引価格、取引面積等を

届け出、許可を受けるものとする。

#### 第四 宅地審議会の設置

宅地に関する総合対策の実施に資するため、総理府に宅地審議会を設置する。

1 総理府に、附属機関として、宅地審議会を置く。

#### 第五 税制措置

2 宅地審議会は、国会議員、各関係行政機関の職員、都道府県知事または市町村長を代表する者及び学識経験のある者で構成する。

##### 一 宅地譲渡特別税の新設（国税）

1 課税目的  
宅地価格の引下げに資するため、国税として新たに「宅地譲渡特別税」を設けるものとする。

##### 2 紳税義務者

宅地譲渡特別税の納税義務者は、標準価格をこえる価額による宅地または宅地の上に存する権利（以下「宅地等」という。）の譲渡（地上権の設定その他の契約により他人をして宅地を長期間使用させる行為のうち政令で定めるものを含む。以下同じ。）をした者とする。

##### 3 課税物件

宅地譲渡特別税の課税物件は、標準価格をこえる価額による宅地等の譲渡の事実とする。

##### 4 課税標準

宅地譲渡特別税の課税標準は、宅地等の譲渡に係る対価の額が当該宅地等の標準価格をこえる場合におけるそのこえる金額に相当する金額（以下「超過額」という。）とする。

##### 5 税率

宅地譲渡特別税の税率は、超過額の標準価格に対する割合に応ずる累進税率とする。

#### 二 不動産取得税の改正（県税）

##### 1 改正の趣旨

一定面積以下の宅地の取得を容易ならしめるとともに、一定面積をこえる宅地の取得を抑制するため、不動産取得税に所要の改正を加えるものとする。

##### 2 免税

自己の居住の用に供するため土地を取得した場合においては、当該土地の面積（その者がすでに自己の居住の用に供する土地を有するときは、当該土地の面積を加算した面積）が一定面積以下である場合においては、不動産取得税を課さない。

(地上権または賃借権の目的である土地については、その地上権者または賃借権者とする。)とする。

3 税率の加重  
自己の居住の用に供するため土地を取得した場合において、当該土地の面積が一定面積をこえるときまたは当該土地の取得によりその者の有する自己の居住の用に供する土地が一定面積をこえることとなるときは、一般の税率よりも高い二段階比例税率により、不動産取得税を課する。

3 課税物件  
休閑地税の課税物件は、休閑地とし、休閑地の範囲は、取得以後一年以上建物のない土地、建物の敷地面積に比して必要以上に広大な庭園等について定める。

3 課税物件  
休閑地税の課税物件は、休閑地とし、休閑地の範囲は、取得以後一年以上建物のない土地、建物の敷地面積に比して必要以上に広大な庭園等について定める。

1 課税目的  
地価の高騰の抑制、土地投機の阻止、土地の供給の増大、住宅建築の促進等に資するため、宅地の需給の不均衡が著しい市町村は、新たに「休閑地税」を設けるものとする。

4 非課税  
国、地方公共団体等の所有する土地、国、地方公共団体等が公用または公共の用に供する土地その他公共的公益的性格を有する土地に対しては、休閑地税を課さない。

2 納税義務者  
休閑地税の納税義務者は、休閑地の所有者

5 課税標準  
休閑地税標準は、休閑地の標準価格とする

6 税率  
休閑地税の税率は、休閑地の面積及び休閑地の所有期間に応ずる累進税率とする。

7 税額控除  
休閑地について不動産取得税の加重税率の適用を受けているときは、その加重に係る部分の税額を休閑地税の税額から控除する。

六、へき地振興対策をどう進めるか (一九六二、五、十五)  
日本社会党政策審議会  
へき地振興対策特別委員会

独占資本の拠点として大都市が目ざましく栄える反面、へき地は文化の谷間のようにならされている。とりわけ、池田内閣の所得倍増政策は、強引に独占資本の超高度成長を果しつつあり、その結果として国民階層の上下の格差は著しく拡大され、へき地の谷間は相対的に一層深く落っこまれた。

孤立した離島、山間の開拓地、飛び離れた漁村など、陸路も水路も交通は不便で、そこではまだに電灯がつかず、死の灰がとけこんでいるかもしれない川水や天水を飲んでおり、こどもたちはろくに教具教材もない学校で勉強しており、医者は死んでから死亡診断書のために来てもらうという有様であり、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」も、「その能力に

応じて、ひとしく教育を受ける権利」も、憲法の保障は単なる空念仏でしかない。

そこでは、先行すべき社会投資がおくれ、土地や労働の生産性も向上のしようがないのであり、従つて当然住民の経済力が弱いため高い生活文化を期待し維持するすべがないのである。

また地域福祉の問題と真剣に取組むべき地方自治体は、中央集権化の流れの中で独占への奉仕を強いられ、地方単独で事業を行なう能力を全く失っているのである。

もつとも、保守党政府によるへき地対策がこれまで全くなかつた、というわけではない。これまでのものは、おおむね、問題が出てくるたびにその場逃れの思いつき的なもので、計画的に社会的投資を進めて行くという態度のもので

はなかつたし、かつ、そのやり方は資本が十分な自己主張を行なつてしまつての余剰で恩恵的にへき地へ支出を許すというもので、へき地問題の本質を解明し、これを根本的に解決しようとするものでは決してなかつた。

へき地問題に關しさらに恐るべき事態がある。それは憲法無視の保守党政府がへき地振興にからめて軍事基地化を進めつつあることである。

新島闘争の例にみるよう、危険な基地の設定と空港、港湾、道路等のおくれた公共施設の整備とを取引きし、世間なみの生活を切に望むへき地の住民心理につけこみこれをだましていることで、かれらは二重、三重の罪悪を重ねていることを指摘しなければならない。

われわれが、へき地振興対策の問題をとりあげるゆえんは、もとよりおくれたへき地住民への人道主義的な立場からのものであると共に党的地域経済開発計画の一環とし、これをキメ細かに補完しようとするとするものである。われわれのこの問題に対する取組みは要約すると次の諸点につきるであろう。

1 憲法の国民の権利保障の精神を無視した政治のもとにあるへき地に対し、憲法の完全実施を主張する。

2 独占中心の高度経済成長政策が相対的にへき地の地位を転落させていることを明かにしへき地の住民と共に政府の政策の転換を要求する。

3 党の自治体闘争や予算要求運動の中にへき地振興の問題を組みこむ。

4 軍事基地との関連において問題が提起された場合には、その欺満性を暴露し、へき地振興の正しい道すじを示し、基地反対闘争の内容を豊富にする。

## 一、現在行なわれているへき地対策

医療法（昭和二三年法律一〇五号）によるもの。無医地区の診療施設の設置及び運営に対し国庫補助。特別へき地巡回診療車（船）整備費にも補助。

農山漁村電氣導入促進法（昭和二七年法律三五八号）によるもの。農林漁業団体の電灯施設の設置に対し国庫補助及び融資。

へき地教育振興法（昭和二九年法律第一四三号）によるもの。へき地の小中学校の通学施設（バス、ボート）、集会室、給食施設、保健管理施設、教具教材、テレビ、自家発電設備、および教職員宿舎等の整備充実、教職員へき地手当および多学年担当手当の支給その他に対し国費補助。

水道法（昭和二年法律一七七号）によるもの。簡易水道の設置につき国費補助。

離島航路整備法（昭和二八年法律七二号）によるもの。離島の港湾、漁港及び簡易水道について国庫負担の特例措置。

奄美群島復興特別措置法（昭和三年法律八三号）によるもの。奄美群島の公共事業についての国庫負担率の特例措置。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三七年法律号）によるもの。電灯施設、道路および渡船施設、通学施設、診療施設、飲料水施設その他他の整備に関する事業費に對し市町村財政についての地方債の特例を設け、その地方債の元利償還費の五七%を地方交付税額算定の基準財政需要額に算入。

その他によるもの。へき地保育所の運営費（設備費にも若干）に対し国庫補助。

その他関係のある法律。地域の総合開発に関するもの（公共施設の整備）

地域の総合開発に関するもの（公共施設の整備）国土総合開発法、北海道開発法ならびに東北、九州、四国、北陸および中国の各開発促進法

特殊な地域に対する公共事業の特例措置。後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律、積雪寒冷地帯における道路交通の確保に関する特別措置法および台風常襲地帯における災害の防除に関する法律。特殊な地帯の産業の振興に関するもの。積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法その他。

## 二、へき地対策の現状における問題点

あること。

へき地は、なるほど、生活文化の水準において甚しくおくれている。しかしそれは単に人道主義的ないし文学的な慨嘆や感傷としてとられているにとどまり、その地域がどうおくれているのか、そのためにはどうすればよいのかの科学的な基礎調査が十分に行われていいので、具体的な対策のための資料が不足である。

(二) へき地対策に総合性計画性が欠けていること。

へき地に対する諸施策は行なわれても、例えれば、電気のない学校にテレビが配置されたり、診療自動車を置いても道路が悪く走れないかたり、各省庁間のセクショナリズムの結果、こうした事例がすくなくない。自治省の辺地の公共施設総合整備に関する新制度に応期待が寄せられたが、しかしこれも事実上はこれまでの繩張り争いに自治省が一枚加わった程度に過ぎないようであり、現状の思いつき的で総合性がないという欠陥はなかなか是正されない。

(三) へき地対策予算額が少く、かつ補助率も低いこと。

へき地の劣悪な諸条件解消のための対策が進まないのは、政府の予算配分が過少であるためであり、また補助率および補助単価が低いため、自己負担能力の十分でない市町村で割当金をみすみす返上せざるを得ないところさえあり、緊急度の高いところに予算が廻わらないという事態が生じている。

(四) へき地対策施設の運営についての配慮が不十分であること。

へき地対策施設が国費補助で行なわれても折角の施設が遊休化されている例もあるようである。これは、へき地をもつ市町村やその住民の財政力や経済力が弱いため施設運営に要する費用の負担ができなかつたり、また運営のための人材(例えば、医師、教員など)の配置がうまく行かなかつたりするためである。既設の施設の故障や老朽化に対する措置も十分とはいえない。

(五) へき地の生活水準向上対策と生産対策との関連が明らかにされていないこと。

ここで提起されているのは、へき地の生活水準をいかに引き上げるかということだが、生活を支えるのは生産であり、その地の産業経済の振興についての諸施策が裏打ちしなければならないのに、現状ではこの点が明らかでない。その地では生活のための社会的諸条件が悪いので生産が伸びず、かくてへき地であるのだが、へき地であることから離脱するにはそこで生産が著しく上がることに期待する以外にないのである。

(六) へき地をもつ市町村財政はなお貧しいこと

住民の福祉の向上が自治体の本質的な任務であることからすれば、へき地対策は当然その地域を抱く市町村の経済力が弱いため財政収入が少いえに、支出は、人件費(とくにへき地手当の額、旅費など)および物件費(例えば運搬費、建築資料費)などともにかさみ一方中央集援的な国の要請による押しつけ仕事が自治体財政力の強弱にかかわりなく増加し、最近地方交付税交付方法に若干の改善が加えられてきたとはい、なお、へき地解消のため積極的な役割を演ぜしめるには貧し過ぎるのである。

### 三、今後改めるべきへき地対策試案

(一) 地域における生活文化水準目標の設定。

国は、生活圏としての地域における生活文化水準の最低目標を設定し、目標より低い地域についてはその地域が目標に到達するよう指導し大幅補助(補助単価および補助引き上げ)を行なう。施設の改良および更新も補助対象とする。

(二) へき地振興に関する総合的な計画の樹立と推進。

各市町村が生活文化水準目標を日安にへき地振興に関する総合的な計画を策定し、これを下から順次積み上げて国の総合計画とする。国の計画は、地方別および部門別とし、実施は各省庁が分担する。

(三) へき地振興対策協議会(仮称)の設置。

各省庁ならびに地方団体のへき地対策事業の実施を円滑にするための協議機関を設ける。

(四) へき地振興施設の運用に関する改善

1 へき地勤務職員の厚遇

へき地地当等の給与および人事配置方法の改善ならびにその職員の進学者の宿舎施設の設置。

- 2 施設運用費助成の拡大と改善（補助率および補助率単価の引き上げ）。
- 3 へき地に対する級付けがある場合、新たな対策により施設が増加する等により下に下げられなければならぬとあっても一定期

## 七、住宅総合対策要綱（一九六一・五・一九）

### 前文

戦後十七年を経た今日において、国民生活にとって不可欠である衣食住の問題のうち、衣食問題は労働者農民の労働により、戦前の水準をこえるまで生産と供給能力を回復したが、ただ独り住宅問題のみがなんらの解決をみずに取り残されている。

これを最近の政府統計によつてみても、全国世帯の十二・五%にあたる二百二十七万世帯が住むに家なき深刻な住宅難に迫られており、特に東京・大阪においてはじつにその二十%を占める世帯が住宅難におかれているのである。しかも、この数年間における産業構造の変化は、農漁村地帯から大都市へ流入するところの人口を激増させており、これら大都市はすでに收拾不能ともいゝ過大都市化の傾向を表わし、それと共に住宅難の様相はさらに深刻化しているのである。

これら住宅難の及ぼす影響は、ただ單に肉体的、精神的な苦痛を世帯者にあたえるのみならず、健全な家庭生活を営むことを不能にし、これがために生産意欲の低下を招き、さらには犯罪者を生みだす温床ともなつて現われている。ことに労働大衆によって構成される低所得者層は、政府施設住宅からも締めだされ、いきおい高家賃の民間借家等を求めざるをえず、それが原因によつて生活水準をますます低下せざるをえなくなつてゐるのである。

この現状に対して政府の施策とするところは

今後十年間に一千万戸の住宅建設を明らかにして、その実現のためには年間百万戸の建設が必要とされるにも拘らず、計画初年におい

- (五) へき地の産業経済発展政策の策定とその積極化。  
間は現級のまま据置く。
- (六) へき地市町村財政の充実。  
地方交付税の傾斜配分を一層強化し、前記総合計画の地所負担分を基準財政需要額に算入する。へき地特例債を拡大する。

て、そのわずか五分の一にすぎない二十二万戸を建設したのみであり、これは年々に推定される老朽家屋約二十万戸と相殺されることによりなんらの実効を果していないと見えるのである。したがつて、現在の政府施策においては十年はもとより三十年後においても、住宅難の解消はなんら期待しえない。

憲法第二十五条の規定にあるごとく、国民に健康で文化的な生活を営むことを保障するのは國の義務であることからすれば、今日の住宅難を招いた責任は政府にあり、さらに全く無計画な都市偏重政策がとられたことにより、過大都市が多くの問題を提起するにいたつていることも、あげて政府の責任に帰されるべきものである。

これら諸点を明確にすると共に、都市集中を排除するための総合的国土開発計画のもとに、都市分散をもたらす住宅建設計画を実施し、もつて早急に現今住宅難の解消に資する目的を以て、以下の立法措置及び必要な施策を講ずるものとする。

### 基本方針

住宅難をすみやかに解消するため、次に従つて、昭和三十八年度以降の五箇年において低家賃で文化的な住宅を大量に建設供給するとともに、税制上その他の必要な施策を講じ、もつて国民大衆の生活の安定向上を図るものとする。

住宅難を解消するため、住宅建設計画を策定し、公営住宅、改良住宅等の低家賃で文化的な住宅を大量に建設供給するものとする。

### 第一 住宅供給対策

住宅難を解消するため、住宅建設計画を策定し、公営住宅、改良住宅等の低家賃で文化的な住宅を大量に建設供給するものとする。

住宅建設計画

日本歴史書の内容

(1) 延詔戶卷

昭和三八年度から昭和四十二年度までの五箇年における住宅の建設戸数は七百五万戸とし、そのうち政府施策住宅は四百四十万戸とする。  
その年度別建設計画は次表のとおりである。

	年度	昭和三八	三九	四〇	四一	四二	三六~四二
政府	四〇〇千戸	七九〇	六六〇	六三〇	一、一〇〇	一、四〇〇	(四、四〇%)
民間	五三〇千戸	七五〇	六二〇	六〇〇	一、一〇〇	一、四〇〇	(三、一〇%)
計	一、二四〇千戸	一、三五〇	一、四八〇	一、六〇〇	一、八一〇	一、九五〇	

(2)

政府施策住宅は、一戸当たりの面積を最低限度十二坪（三寝室以上）とし、逐年その規模を引き上げ、昭和四十二年度には最低面積を十六坪とする。

### (3) 政府施策住宅の構造

政府施策住宅の構造は、公庫による個人住宅を除き、すべて不燃化構造の高層建築とする。

伊勢歎詠画の重品

右の計画の実現については、くものとする。  
（）  
（）  
（）

生宅難廿帶の多數が底

ことにかんがみ、低所得勤労者用の低家賃住宅を大量に供給するため、計画年度中に九十万戸（うち六〇万戸を第二種とする。）の公営住宅を建設する。

## (2) 公営住宅建設の国庫補助率

公営住宅建設の事業主体である地方公共団体にとって、現行の公営住宅建設に対する国庫補助率は低率であり、建設事業の推進に障害をきたしている現状にかんがみ、現行の国庫補助率である第一種二分の一を三分の二に、第二種三分の二を五分の四に改定することにより、公共住

## 二 宅地及び建築資材の調達

1 宅地の調達

住宅の建設を迅速かつ容易にするため「宅地総合対策要領」に基づき、宅地の計画的な開発造成を促進するものとする。

建築資材の計画的な生産

宅建設の促進を図るものとする。  
（公共  
住宅法の一部改正）  
不<sup>良</sup>住宅地の一帰

不良住宅地の一掃

不良住宅が密集している地域を整備して耐火性の改良住宅を集団的に建設することにより不良住宅地区を良好な住宅地区とするため、計画年度中に五万户の改良住宅を建設する。政府は、この事業の円滑な実施を促進するため、不良住宅除却費及び改良住宅建設費の国庫補助率を、

寶刀で古見作の死語費の目廻被取て現行の二分の一又は三分の二からそれぞれ、三分の二又は五分の四に川き上ざる

(4) とともに、住宅地区改良事業に要する地方公共団体の経費についての起債を優先的に割り当ること等の措置を講ずるものとする。(住宅地区改良法等の一部改正)

(5) 農漁村住宅の近代化の促進

るとともに、共同作業場ないし共同住宅の建設については、第二種公営住宅と同様取扱いをすることにより農漁村における住宅の近代化及び生活文化の向上を図ることともに農漁業生産の発展に寄与するものとする。

(6) 生活保護法による住宅扶助の強化  
困窮のところ最低限度の三層と准等

困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対する生活保護法による住宅扶助と強化し、(ハ)君主(ニ)の無資本

公営住宅を無償で  
貸付け、又は家賃の支払いに要した実費  
を支給する等の措置を講ずるものとする

## 宅地及び建築資材の調達

宅地の調達

住宅の建設を迅速かつ容易にするため「宅地総合対策要領」に基づき、宅地の計画的な開発造成を促進するものとする。

### 三 国の財政措置

- 1 公営住宅等の建設費の財源  
国は、公営住宅等の建設に要する経費につき必要な財源を確保しなければならないものとする。

- 2 公庫等の貸付資金の増額等

国は、公庫等の貸付資金の増額を図るとともに、公庫が民間における住宅建設費の全額を貸し付けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。(住宅金融公庫法の一部改正)

### 第二 家賃対策

勤労者の家賃の負担を軽減するため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 公営住宅の家賃

公営住宅の家賃は、勤労者に過重な負担とならないよう、その所得を基準として合理的に決定するものとする。

- 2 統制家賃の維持

地代家賃統制令は、住宅事情が安定するまで、存続させるものとする。  
3 適正家賃の基準の設定  
政府は、家賃の適正化を図るため、住宅審議会の意見をきいて、適正家賃の基準を定めるものとする。

### 第三 建物取引に関する秩序維持に関する調整措置

建物の売買、賃貸等が円滑かつ適正に行なわれるようにするため、次に従い、公営あつせん機関及び建物鑑定人の制度を新設する。

#### 一 建物取引に関する公営あつせん機関の設置

1 住宅難の著しい市町村には、建物取引に関するあつせん機関として、建物あつせん所(仮称)を設ける。

2 建物あつせん所は、無料で、建物の売買賃貸借間のあつせんを行なうとともに適正家賃の基準に従つて家賃を定めるように指導、助言等をするものとする。

#### 二 建物鑑定人制度

家屋その他の建物の評価を適正に行なわせるため、建物鑑定人制度を設ける。

(註) 建物あつせん所及び建物鑑定人の制度は、「宅地綜合対策要綱」による宅地あつせん所および土地鑑定人の制度とそれら統合するものとする。

### 第四 住宅審議会の設置

住宅に関する総合対策の実施に資するため、税制措置として新たに所得税について次の要領により住宅建築控除制度を設けるものとする。

#### 第五 税制措置 (租税特別措置法の一部改正)

国民大衆の住宅建設を容易ならしめるため、税制措置として新たに所得税について次の要領により住宅建築控除制度を設けるものとする。

- 1 控除の適用をうける住宅の範囲

住宅建築控除の適用を受ける住宅は、次の条件に該当するものとする。

(1) 自己の居住の用に供する住宅であること。

(2) 自己資金又は地方公共団体及び住宅金融公庫以外の者からの借入金により取得した宅住であること。

(3) 新築(新築した住宅の譲入を含む。)  
又は増築した住宅であること。

(4) 地方公共団体、住宅金融公庫又は日本住宅公団の建売住宅以外の住宅であること。

(5) 床面積(増築した住宅については、増築後の全体の床面積)が一定面積以下の住宅であること。

(6) 取得価額が一定金額以下の住宅であること。

2 控除の適用を受ける者の範囲  
住宅建築控除の適用を受ける者は、控除の適用対象となる住宅を取得した者で当該取得をした年分の合計所得金額が一定金額以下であるものとする。

3 控除額  
住宅建築控除の控除額は、五十万円と住宅の取得価額とのいづれか少ない金額とし、その年分の所得の金額から控除する。

- 4 控除の限度

住宅建築控除の控除不足額については、繰越控除をしない。

5 講渡等があつた場合の所得税の徴収

住宅建築控除の対象となつた住宅について

一定期間内に譲渡、用途変更等があつた場合には、控除額に対応する部分の税額相当額の所得税を徴収する。

## 八、首都圏対策大綱

(一九六二・五・二五)

### 一、「高度成長」と過大都市化

東京は、人間の住めない場所になりつつある。水ききん、交通地獄、汚れた空気などが、毎日の市民の生活を脅かしている。これは「高度成長」政策の行詰りの最も端的な現われである。資本の独占化が進むにつれて、その資本は地域的には、東京、大阪、名古屋等の数カ所に集中しそのため、他地域との経済、文化、生活の格差をますます深めている。これが資本の独占化の地域的特徴である。さらに、行財政の中央集権化と相俟つて東京は、政治、経済の中心地として、大阪、名古屋に比較して、とくに過大都市化の傾向が強くなっている。

#### (一) 政治

補助金行政をはじめとする行財政の中央集権化の進展につれ、地方自治体は自主性を失い國への陳情政治を激化し、外郭団体を続出させ、地方政治の大半が、中央（東京）を通じて実施されている。

(二) 産業—人口の増より、産業の増大の方が、新しい需要（工業用水、交通施設用地等々）をふやす。

1 主要企業の管理部門は、ほとんど東京に集中しており、その結果、巨大なビルが建立している。

2 京浜、京葉工業地帯が、東京湾の沿岸にあり、それとの関連産業を中心にして、都心だけでも、四万の工場があり、百万人の従業員をもち、巨大な工業都市の性格をもつてている。

(三) 人口

東京の人口は、郊外への移動が年間三十万人他府県からの移入が五十万人で、差引年間二十万の増となっているが、郊外えの移動者は殆んどが、都心えの通勤者であり、実質的には、年間五十万人の増といえる。なお、増加

人口の七割は、社会増で、就職、学校関係が大半である。

#### (四) 教育

東京は、大学百三十校、学生三十万人となっており、全国比では校数三割、生徒数では四割となつていて。

### 二、政府の過大都市対策の評価

(一) 住民の要求より、資本の側からの要求にもとづいている。

1 交通難—人命尊重のための事故防止より交通まひによる経済的問題のゆきづまりを開拓する見地よりたてられている。

2 水資源の開発—水資源開発に計画性と熱意がなかつたため、絶対量が不足しているそのうえ上水道より工業用水を優先している。

3 港湾—港湾の整備は、東京都だけの問題ではなく、日本の窓口であり、東京都だけに負担が過重されているのは不當である。

4 道路—自動車中心であり、人道が軽視されている。

5 地下沈下—工業用水の過度利用が最大の原因である。都市計画としては、埋立に重点をおいているが、既成地域の再開発としての地下沈下対策は不充分である。

6 災害対策—大災害に対する準備がない。

(二) 対策を実施する責任体制がない。

1 対策の実施機関が、政府の関係各省などに関係自治体と事業別にバラバラであつて責任体制がない。

2 財政措置が、一般住民の負担に転嫁され真的受益者である大企業に対する負担が非常に軽い。

### 三、われわれの首都圏対策の方針

1 「独占資本の規制と産業の適正配置」  
内資源の再開発による国土の改造」大都市

集中排除と地域雇用の安定のための都市、農村の再建設」を柱とするわが党の地域経

済開発構想の一環としての対策とする。

2 旧市街地と近郊、周辺地域を含むいわゆる首都圏地域と、全国の政治、経済の中心地域との三つの対策の総合されたものとする。

3 独占資本の立場ではなく、住民福祉の立場に立った対策とする。

(一) 密集工業地域の工場を地方に分散させ、工業の適正配置を行なう。

1 京浜、京葉工業地帯においては、工場の新增設を抑制する。(首都圏整備法による工場の新增設の規制を強化する)。既存の工場の分散を促進する。

2 首都圏整備法にもとづく指定工業地域は京葉、京浜工業地帯と連絡し、有機的に発展させる。

3 中小企業の団地造成を積極的に推進し、地方分散と同時に、協同化、近代化をはかる。

4 その他の中小都市は、主として背後地、農山漁村の資源と直結する農畜加工を中心として、その振興育成をはかる。

(二) 東京の過大都市化の抑制と新都市建設

1 東京都における公共施設、教育文化機関、住居の滥立に法的制限を加え、都市としての機能が發揮できるよう、国が計画に立地条件の整備を行なう。

2 東京都の過剰人口とその機能の麻痺状態を解消するため、都心より六十糠以上の距離をおいた地域で、道路、鉄道その他の交通等を考慮して新都市建設の地点を選定する。新都市は、居住地域と職場地域とを同時に備えた型態のものとし、各々工業都市、学園都市、官庁都市、田園都市としての都市づくりを行う。なお研究所、統計機関等の公共施設の移転は早急に実施する。

3 教育文化施設、サービス施設、公務員住宅、労働者住宅の地方分散を行い、その資金の融資、税の免税等を行なう。

4 流通機構の改善のため、消費市場(魚、

野菜、肉)の増設と適正配置を行なう。

5 地方都市と町村の再開発を行ない、都市的施設の整備拡充を推進する。

### (三) 用地対策の確立

1 土地需要を賄なうに足る供給量を確保する。そのため、用地の計画的造成、都市及びその周辺地の高度利用、所要資金の確保及び関係法令の統合整備を行なう。

2 都市における需要量の増大を相対的に抑制するため、人口の都市集中の防止、産業の地方分散及び都市近郊の交通網の整備を行なう。

3 過大都市化の抑制のため東京湾の大規模埋立に反対し、低地域の再開発により、用地を確保する。

4 土地の不当な値上りと投機的取引を防止するため土地価格の合理化、取引秩序の正常化及び税制対策(宅地譲渡特別税、休閑地税の新設)による仮需要の抑制を行なう。

5 イロ、ハの用地対策と見合って、公営住宅の大量建設を行なう。

### (四) 水資源の開発

1 工場の地方分散により、旧市街地における工業用水の使用量を大幅にへらす。工業用の地下水の吸上げ規制を強化する。

2 河川の利用計画は、国と関係自治体との強力な連携のもとに、住民福祉を第一に考えて行なうべきである。

3 人口降雨の研究を促進し、大々的な実施をはかる。利根川水系の開発事業を繰り上げ実施する。

### (五) 交通難の解消

1 交通の一元的な総合を行なう。—国鉄・私鉄・私営バス・公営バス・地下鉄・海運・航空等の事業運営の連帶化、総合化を推進する。

2 道路交通の円滑化のため、中央道路、高速道路、地下鉄建設を促進する。また、自動車道路間の交差、または道路と軌道との交差を早急に立体交差させる。

3 慢性的な交通マヒ状態を緩和するため、東京の都市に近接して、長距離大型バス、長距離大型トラック用のターミナルを建設し、長距離自動車輸送と大都市輸送との有

機的運営をはかる。

応するよう措置する。

#### 4 都市近郊交通網の整備を促進する。

5 道路交通法その他の道路交通関係法の抜本的な改正を行い、道路運送事業の近代化と交通事犯の処分について合理的な制度を確立する。

#### (六) 災害対策

1 工業地帯における地下水の汲み上げについての規制を強化する。

2 高潮対策を抜本的に再検討し、特別措置を講ずる。

3 傾斜地、低湿地等の宅地造成に厳格な基準を設ける。

4 危険地帯の調査を徹底的に行ない、とくに低地域に対する治水対策、排水、堤防等の水害防止対策を強化する。

5 災害気象について万全の措置を行なう。

#### (七) 実施機関の強化と責任体制の確立

1 国と都道府県、市町村の事務と責任分野を明らかにし、自治体の自主性を拡大する

#### 2 国の機関

(1) 国の開発行政機構を一元化するため、建設省を中心とした各省の国土開発部門を統合し、国土開発省を設置する。都市の再開発、新都市建設は、本省を中心として推進する。

(2) 交通行政機関の整理統合をはかる。

(3) 新都市建設公社の創設

国土開発省の創設以前においては、当面この公社を作り、産業、人口等の地方分散の一翼とする。

#### (4) 大都市問題調査会の設置

東京のみならず、大阪、名古屋等を含めた当面の大都市問題の対策樹立のため、国に民主的な調査会を設置する。

#### 3 市町村の役割

国土調査、土地利用計画及び地域計画の策定、小規模な農業改良、河川、道路、港湾の管理等を担当する。

#### 4 市町村の再合併

基礎的自治体を育成するため、現在の市町村の再合併を通じて再編成し、その規模、能力を拡充し、自治権の伸長をはかる。この再編成については、産業の適正配置と照

#### 5 首都対策

(1) 国の機関として、首都庁又は首都大臣の創設に反対する。

首都対策は、単にいわゆる首都圏だけの問題ではなく、国の政策全般と関連するものである。したがって首都圏だけで、國に省又は庁を設けても、いたずらに屋上屋を重ねるだけで効果はない。国土開発省を新設し、その一貫としての大都市の再開発対策の見地から考えるべきである。

(2) 区の自治権を拡大し、区長の公選制を復活させる。但し区を独立市にすることは、大都市行政としての見地から不適当であるから反対。

(3) 首都を移転するかどうか、又何處に移転するかは、政府に独自の調査会を設けて検討する。

(4) 財政的措置

(5) 国の援助

イ 現行の大企業に対する租税特別措置法による税の減免の廃止に代って、地方に分散する企業に対し、租税の特別措置を講ずる。

ロ 地方自治体の工場誘致条例等による固定資産税の減免措置は、漸次廃止をはかる。

ハ 指定工業地域の電力料金の引き下げをはかる。

(6) 大資本に対する負担の加重と一般住民負担の軽減

イ 国税、地方税を通じ、大法人、高額所得者に対する累進税率の引き上げと徵税の強化を行う。過当広告税、ゴルフ税の創設

ロ 公共料金の値上げに反対。税外負担の解消

ハ 将来の生活を保障する適正なる補償制度の確立

## 九、特殊教育振興対策要綱（一九六二・六・九）

### 基本方針

盲、ろう、精薄、身体不自由児など特殊児童生徒に対する教育を振興し、現行の普通教育との間に有る不平等のは是正を図るものとする。

#### 第一 養護学校の義務設置

各都道府にそれぞれ一校以上の養護学校を設置する。この施設には、寄宿舎を設置すると共に、個々の障害に適応し、本人の自由選択に応じた職業教育を充分に行なうことのできる施設をおかなければならぬ。

#### 第二 養護学級の設置

中学校区ごとに小学校、中学校それぞれ一学級以上の特殊学級を義務設置するものとする。

第三 幼稚部、高等部の義務制化

盲学校、ろう学校、養護学校においては、特に幼稚教育、職業教育が重要であることから幼稚部、高等部を義務制とする。

## 十、農畜産物流通改善要綱（一九六二・六・二三）

### 一、趣旨

農畜産物の価格を安定させ、農民の所得を補償するには、市場を中心とする流通機構を整備するとともに、水産その他の大資本が農畜産物の加工部門へ進出しているのを規制し農民みずから手で農畜産物を加工処理できる体制をつくることが必要である。

### 二、施策の要綱

- 1 公営市場法の制定
  - イ 中央卸売市場を吸収し、それがあわせて地方公共団体の開設する地方公営市場を本法の対象とする。また類似市場についても必要な事項を規定する。
    - ロ 中央、地方の公営市場の運営委員会を設け、農民、消費者、仲買い、卸売り、小売業者、学識経験者の代表をもつて構成する
    - ハ 卸売会社は、資本金等について一定の要件をみたしたものを農林大臣又は都道府県知事が認可する。また同一市場の卸売会社には共同負担をもつて責任準備金積立てを

### 第四 学級編成基準

盲学校およびろう学校及び特殊学級の学級編成基準を厳守すると共に、将来その編成基準を引上げて、教師の負担を軽視する。

#### 第五 早期発見と就学奨励

障害を早期に発見し、障害に応じた教育の課程を定め、就学奨励の施策を拡充し、完全就学を実現する。

第六 教育養成

大学医学部又は教育学部に養護科を設け、その教課内容の水準を引上げる。

#### 第七 教師の待遇改善

盲、ろう、養護教育に従事する教員及び実習助手に対する待遇を改善し、特に実習助手については、これらの教育への従事年数を一級免許状取得の年数に認める。

### 行なわせる。

- ニ 取引を公正化し、出荷奨励金等の特殊な慣行を是正して手数料をひき下げる。
- ホ 各市場には冷蔵庫等の施設を整備し、農畜産物の価格変動に対応する保管能力を強化する。

### 2 農畜産物加工振興法の制定

- イ 国及び地方自治体は農畜産物加工技術の試験研究、指導普及を強化し、強力な農畜産加工専門員をおく。
- ロ 農畜産物加工事業を行なうため、概ね郡市を地域単位として単位農協及び市町村を出資者とする「農畜産物加工公社」を設ける
- a 公社は農畜産物の処理加工、貯蔵、販売を行なう。このため公社は牛乳処理場、簡易屠場、冷蔵庫、加工施設、醸造施設などを経営する。
- b 公社の製品は、農協組織、一般商業機構を通じて販売するばかりでなく、単位農協の委託をうけて農村消費の農畜産物

の簡易加工、学校給食用の牛乳処理などを行なう。

c 公社の製品の販売については、全国的

な農協組織ルートを通じて一定の商標のもとに宣伝普及する。

d 公社の加工施設などの設備資金については国が長期低利の資金を融資するものとし、その他課税上の配慮を行うものとする。

ハ 農民以外の資本企業が農畜産物原料を農民から購入する場合は、地域的に農協との

## 十一、中小企業紛争処理法案（一九六二・六・一六）

中小企業対策特別委員会

### 一、提出の理由

大企業からの不当な圧迫に対し、力の弱い中小企業を積極的に救済する途がないため、中小企業者は現在、全く泣寝入りの状態にあるこの際、労働者に労働委員会があるように中小企業者にも、中小企業調整委員会を設けて、中小企業の公正な立場を擁護し、中小企業経営の安定をはかる必要がある。

### 二、法案の大綱

#### (1) 目的

中小企業と大規模事業者との間の紛争を予防し、又は解決するため、必要な調整措置を講ずることによつて、正常な経済秩序の維持を図ることを目的とする。

#### (2) 国の義務

国は、中小企業者と大規模事業者との間の紛争の公正な解決につとめ、中小企業調整委員会を中央及び地方に設置するものとする。

#### (3) 中小企業調整委員会の組織

中小企業者、大規模事業者、労働者、学識経験者をもつて組織する。

中央中小企業調整委員会を通産省（社会党の中小企業基本法が成立すれば、中小企業省）に、地方中小企業調整委員会を都道府県におく。

#### (4) 中小企業調整委員会の権限

(1) 中小企業者と大規模事業者との間ににおける取引条件に関する团体協約を締結するための交渉に関し生じた紛争

(2) 中小企業者と取引関係がある大規模事業者と、個々の中小企業者との間ににおける取引条件に関する紛争であつて、その紛争の解決が、他の中小企業者の経営に

団体交渉、団体契約を行なうこととし、契約条件を適正化する。

ニ 農民又は農民の組織する団体以外のものが農畜産加工事業を行なう場合は農林大臣の許可を要するものとし、農民保護のため必要な規制を行なう。

ホ 農林省内に農畜産加工振興局を設け、試験研究、指導普及部門を拡充する。また地方自治体も専門技術者のコンサルタント制をとり、農畜産加工の指導体制を強化する。

とつても著しい影響があると認められる

### 紛争

(イ) 中小企業者の団体が調整事業又は総合調整事業に関する事項について、団体協約を締結するための交渉に関し、相手方との間に生じた紛争

(二) 製造業者又は卸売業者が行なう一般消費者に対する販売事業に関し、それと同様の間に生じた紛争

種の物品について小売業を営む中小企業者との間に生じた紛争

(ア) 前項にかかるもののほか、小売業を営む中小企業者以外の者が行なう一般消費者に対する販売事業に関し、その者と小売業を営む中小企業者との間に生じた紛争

### 紛争

## △編集後記▽

△参議院選挙のために、政策審議会のメンバーが全国に散り、党の勝利と前進をめざしてたたかったという事情で、「政審資料」の発行がのびのびになり、結局、六〇七月合併号で出すことになりました。こんごは、編集体制を組織的にかためたうえで進めるにしたので、こうした御迷惑をおかけすることはないと存ります。

△選挙の結果は、わが党は一名増にとどまり、飛躍的な発展をかちとることができませんでした。その理由の一つには、党の政策が国民大衆のなかに浸透していく、自民党から流される悪質なデマが、生き残っていることがあげられます。

△憲法問題、物価問題、外交政策など、池田政府の弱点と無能ぶりを全面的に国民大衆に知らせ、あわせて党の具体的な政策を、組織的にも運動面からも、日常的に理解してもらうような活動が、非常に重要であると考えられます。

△来年には衆議院選挙と地方選挙が予定されており、党の政策を直接的に国民大衆につなげていく活動に、いまから取りくむ必要があります。「政審資料」も、そのような活動家の要請にあつた内容として編集する必要があると考へ、次号から「政策資料」と名称をあらためるとともに、重要政策、あるいは直面する政策的課題についての解説的論文などを掲載することにしました。

△この際、この「資料」についての御意見、御要望などを、お寄せくださいるようお願いします。



政  
資  
審  
料  
昭和三十七年七月十五日發行(每月十五日發行)  
第 四 五 号

定価  
一〇〇円